ODA評価
年次報告書 2026

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

目　次

ODA 評価とは？ 03

2025 年度外務省 ODA 評価のまとめ 05

開発の視点からの評価 05
外交の視点からの評価 07
提言・教訓 07

2025 年度外務省 ODA 評価結果 09

ウズベキスタン国別評価 09
デジタル・情報通信技術（ICT）分野の協力の評価 11
無償資金協力（国際機関連携方式）の評価 13
平成 28 年度対カンボジア無償資金協力（事業・運営権対応型）「コンポントム上水道拡張計画」の評価 15
令和 2 年度対カンボジア無償資金協力「経済社会開発計画」の評価 16
コラム ODA 評価ワークショップ ～評価文化の醸成と共創の四半世紀～ 18
座談会の開催 20

ODA に関するその他の評価 21

政策評価法に基づく評価 21
各省庁による評価 21
国際協力機構（JICA）による評価 22
被援助国による評価 22
ODA 評価ワークショップ 22

外務省 ODA 評価結果のフォローアップ 23

2025 年度提言への対応策 23
2024 年度提言への対応策の実施状況 29
コラム ODA 評価ワークショップ
～評価文化の醸成と共創の四半世紀～
第 5 回 APEA 大会の日本開催と第 20 回 ODA 評価ワークショップ 36
ODA 評価ワークショップの成果 37
ビジュアルでみる ODA 評価ワークショップ 39

編集後記 40

関連ウェブサイト 41

ODA 評価とは？

日本は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献することを目的に開発協力を推進しています。そのための公的資金による援助が ODA（Official Development Assistance（政府開発援助））で、ODA の実施状況とその効果を確認し、分析する作業が ODA 評価です。

ODA 評価の目的は 2 つあります。1 つは、ODA の実施状況や効果の検証により、ODA をより効果的かつ効率的なものに管理・改善することです。もう 1 つは、評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともに国民の理解を促進し、その支持を得ることです。2023 年 6 月に改定された開発協力大綱でも、ODA 評価について、「協力の効果・効率性の最大限の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、（中略）適切に評価を行う」と謳われています。

日本の ODA 評価は、2002 年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）に先立つ 1975 年から着実に実施されており、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）をはじめとする国際的な ODA 関連機関による評価基準や実践を踏まえ、その方法を発展させてきました。

この年次報告書は、政策評価法に基づく評価とは別に、外務省大臣官房 ODA 評価室が独自に実施する ODA 評価（第三者評価）を扱っています。

実施体制

日本の ODA は、外務省が政策を企画・立案し、個々の事業の実施は主に独立行政法人国際協力機構（JICA）が担っています。ODA の評価についても、外務省と JICA が相互に連携しながら役割を分担して実施しています。

現在、外務省は、主に ODA の政策を対象とした評価を外部の有識者などに委託する第三者評価の形で実施しています。一方、JICA は、自らが実施を担う個々の事業を対象とした評価を中心に実施しています。

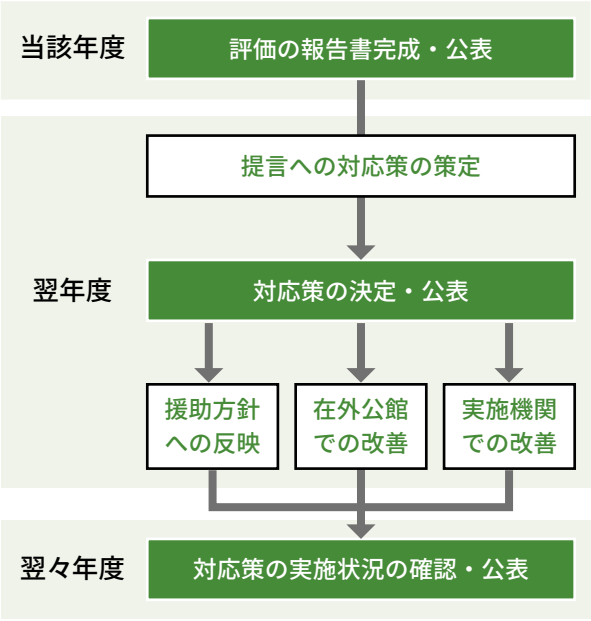
また、外務省は、評価関係のネットワークを通じた連携や協力も実施しています。

ODA 評価結果の活用

ODA 評価により得られた結果及び提言は、ODA 政策の企画・立案を担当する外務省や、個々の事業の実施を担当する JICA などの関係者に真摯に受け止められ、将来の ODA 政策の企画・立案及び事業の実施に活用されることが重要です。

このため、評価終了時には、評価者が外務省関係者に対し直接、評価結果と提言を伝えます。評価実施の翌年度には、外務省と JICA が連携し、提言に対し具体的にどのように対応していくか「対応策」を策定しています。また、翌々年度にはこの対応策がどのように実現されたかを確認し、いずれの内容もこの年次報告書の中で公表しています。

これらを通じ、外務省は、ODA 評価の目的である「ODA の管理・改善」と「国民への説明責任」を果たすよう努めています。



評価対象

外務省が実施する ODA 評価（第三者評価）は、特定の国や地域に対する開発協力政策を評価する「国別・地域別評価」と、教育、保健、環境など特定の課題や、技術協力、無償資金協力など特定の援助形態（スキーム）を評価する「課題・スキーム別評価」に分類されます。

また、2017 年度からは、外務省が実施する無償資金協力のうち供与限度額が 10 億円以上の個別事業を対象とした評価も、第三者評価の形で実施しています。なお、事業規模 2 億円以上 10 億円未満の個別事業については内部評価を実施しています。

＜ ODA 個別評価報告（内部評価）＞

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/oda/page24_000056.html

さらに、2021 年度からは、日本 NGO 連携無償資金協力によって実施された個別事業も対象に、外務省国際協力局 NGO 協力推進室が第三者評価を実施しています。右評価報告書は、以下の外務省ホームページで公表しています。

＜日本 NGO 連携無償資金協力第三者評価＞

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html

評価の視点／評価基準

外務省による ODA 評価（第三者評価）は 、支援を受ける国の開発にどの程度役立っているか（開発の視点）に加え、評価対象となる開発協力政策から日本の国益にどのような影響があるか（外交の視点）という視点から評価を行っています。評価基準は以下のとおりです。

1 開発の視点からの評価

国際的に認知されている経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC) の設ける 6 つの評価基準（妥当性、整合性 、有効性、効率性、インパクト、持続性）を踏まえ、日本の開発協力政策を評価するのにふさわしい以下の評価基準を設けています。また、それぞれの評価基準ごとに具体的な検証項目を設定しています。

■ 政策の妥当性

日本の上位政策や 、支援を受ける国のニーズ、国際的な優先課題と合致していたか 、また、他国と比較して日本が優位性を持つ内容であったか、など。

■ 結果の有効性

当初の目標・目的がどの程度計画どおりに達成され、具体的にどのような効果があったか、など。

■ プロセスの適切性

開発協力政策を企画・立案・実施するプロセスや実施体制は適切であったか 、他の支援国や国際機関、NGO 等との効果的な連携は行われていたか、など。

2 外交の視点からの評価

■ 外交的な重要性

国際的な優先課題の解決、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにとってどのような点で重要であったか。

■ 外交的な波及効果

国際社会における日本のプレゼンス向上、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにどのように貢献したか。

ODA 評価ガイドラインとハンドブック

外務省は、外務省が実施する ODA 評価の指針として「ODA 評価ガイドライン」と具体的な評価実施の流れや手法について記載した「ODA 評価ハンドブック」を作成しています。これらは、主に ODA 評価の実務に役立てることを目的に作成していますが、ODA やその評価に関心のある方々にとっても有益な情報を掲載しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html

2025 年度外務省 ODA 評価のまとめ

2025 年度は、国別評価（ウズベキスタン国別評価）、課題別評価（デジタル・情報通信技術（ICT）分野の協力の評価）、スキーム別評価（無償資金協力（国際機関連携方式）の評価）をそれぞれ１件、外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価（平成 28 年度対カンボジア無償資金協力（事業・運営権対応型）「コンポントム上水道拡張計画」の評価及び令和 2 年度対カンボジア無償資金協力「経済社会開発計画」の評価）を 2 件、計 5 件の第三者評価を実施しました。

開発の視点からの評価

政策レベルの評価（国別評価 1 件、課題別評価 1 件、スキーム別評価 1 件）の評価結果

- **政策の妥当性**については、評価対象となった国及び分野に対する我が国の開発協力政策は、いずれも我が国の上位政策や相手国の開発政策・ニーズ及び国際的な優先課題に整合していると評価されました。国別評価では、日本の高い技術力と知見を踏まえ工学、電力、防災、産業人材育成が実施され、日本の比較優位性を活かした支援が実施されていることが確認され、「極めて高い」と評価されました。課題別評価では、開発協力大綱が掲げる重点分野や対象国のデジタル・ICT 政策、SDGs や国際枠組みとの整合性を踏まえ「高い」と評価されました。また、スキーム別評価では、国際機関の専門性及びネットワークの活用も認められ、JICA 事業を通じて築かれた信頼関係や各分野での実績から比較優位が認められ、「極めて高い」と評価されました。

- **結果の有効性**については、国別評価では、インプット及びアウトプットは計画どおり実現し、設定された目標を達成していることが確認されたため、「極めて高い」と評価されました。課題別評価では、現地産業の競争力強化や雇用創出、包摂的成長への貢献が確認された一方、成果の定量化や全国的波及効果の測定の難しさなど、持続性・制度面の課題が残されていると指摘されました。また、スキーム別評価では、ほとんどの案件で着実にインプットを実施、アウトプットを達成していることが確認できましたが、期待された成果の達成が限定的な案件も一部ある旨確認されました。以上から、課題別評価及びスキーム別評価では、それぞれ「高い」と評価されました。

- **プロセスの適切性**については、国別評価では、援助政策の策定、モニタリング・評価及び情報公開について、ウズベキスタン政府のニーズ等を汲み取り、制度に沿って過不足なく行われており「高い」と評価されました。課題別評価及びスキーム別評価では、「一部課題がある」という結果となりました。課題別評価では、個別案件ごとの現地ニーズやリスクを考慮した制度設計は進んでいるが、現地での分野横断的な調整や専門人材、現場リソースの不足など体制面の課題や、通信インフラやリテラシーの格差、機材の陳腐化などの現場での課題も散見されたことが指摘されました。スキーム別評価では、在外公館において、スキームの目的や案件形成・事業実施・計画変更時の手続、留意点等に関し、国際機関の理解を得る上で、多くの時間と労力を要していたこと、国際機関で作成する報告書には必要な項目や内容の報告、機材や施設の利活用状況に関する視覚材料が添付されていないケースが一部あり、改善が必要であることが指摘されました。

無償資金協力個別案件 2 件（平成 28 年度対カンボジア無償資金協力（事業・運営権対応型）「コンポントム上水道拡張計画」の評価及び令和 2 年度対カンボジア無償資金協力「経済社会開発計画」の評価）の評価結果

- **計画の妥当性**については、両案件とも事業の目的が我が国の上位政策や相手国の開発政策・ニーズと高い整合性を有していること、「コンポントム上水道拡張計画」においては、需要予測や計画修正を通じて現地の実情を反映した柔軟な事業設計が行われたこと、「経済社会開発計画」では緊急性の高い状況下で、医療現場のニーズを的確に捉えた機材構成、迅速性と実効性などが評価され「極めて高い」と評価されました。

- **結果の有効性**は、「コンポントム上水道拡張計画」においては、本事業により家庭、学校や保健施設を含む公共施設における安定的な給水を通じて公衆衛生環境の改善や生活環境の向上に貢献したほか、飲食店の小規模事業の活動を支え、日本の技術・知識・経験の活用及び技術移転が実施されたことが評価され「極めて高い」と評価されました。「経済社会開発計画」においては、機材が迅速、効果的かつ継続的に使用され、開発効果も確認され、日本の支援の可視化と言った外交的効果も発現した一方、機材配備後の体系的なモニタリング不足、フォローアップ体制の弱さが指摘され「高い」という結果になりました。

評価案件	開発の視点からの評価レーティング		
	政策の妥当性（注 1） 計画の妥当性（注 2）	結果の有効性	プロセスの適切性
ウズベキスタン国別評価	極めて高い	極めて高い	高い
デジタル・情報通信技術（ICT）分野の協力の評価	高い	高い	一部課題がある
無償資金協力（国際機関連携方式）の評価	極めて高い	高い	一部課題がある
平成 28 年度対カンボジア無償資金協力（事業・運営権対応型）「コンポントム上水道拡張計画」の評価	極めて高い	極めて高い	
令和 2 年度対カンボジア無償資金協力「経済社会開発計画」の評価	極めて高い	高い	

※レーティング基準

極めて高い：　全ての検証項目で極めて高い評価結果であった。
高い：　ほぼ全ての検証項目で高い評価結果であった。
一部課題がある：　複数の検証項目で高い評価結果であった一方、一部改善すべき課題が確認された。
低い：　複数の検証項目で低い評価結果であった。

（注 1）政策レベルの評価の場合

（注 2）プロジェクトレベルの評価（無償資金協力案件の評価）の場合。なお、令和 2 年度に実施した「外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価についての分析・評価手法の分析」の結果を踏まえ、令和 3 年度から、開発の視点と外交の視点とを統合し、「外交的な重要性」にかかる検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」にかかる検証項目は「結果の有効性」に含めている。

外交の視点からの評価

● **外交的な重要性**に関しては、国別評価では、国際社会や地域の優先課題及び地球規模課題への解決にとって日本の ODA は重要な貢献を行っており、官民両面で人材育成を実現していること、また、国益の観点からもウズベキスタンに対する ODA の重要性が認められました。
課題別評価では、ODA によるデジタル・ICT 分野の協力は、サイバー空間やデータ流通などの分野における国際社会のルール形成や秩序維持の基盤を整える上で重要な役割を果たしており、日本が国際社会において信頼されるパートナーとしての地位を確立し、外交的な発言力や影響力の強化につながることが評価されました。
スキーム別評価では、本スキームが平和構築・安全保障、人道支援への支援を通じて、政治・社会が混乱する国・地域の安定に貢献し、また COVID-19 感染拡大時には、保健医療サービス向上に貢献したこと、JICA によるアクセスが困難な国・地域において二国間関係強化に貢献しうることが認められ、日本が国際社会・地域の優先課題や地球規模課題に貢献するための重要なツールであると評価されました。

● **外交的な波及効果**については、国別評価では、ウズベキスタンにおける ODA が国際社会、二国間関係、日本の国益で成果を上げているが、更に日本の国益に貢献するためには、日本の ODA も民間投資を誘引する、あるいは ODA からスムーズに民間投資へつなげていく在り方をより一層強化していくべきと指摘がありました。課題別評価では、日本の ODA は国際的なデータ流通における透明性と安全性を確保し、国家・企業・個人間の信頼構築を促進し、国際秩序の維持に貢献しており、遠隔医療・教育・防災 ICT 支援が地域社会の安定化にも貢献していることが確認され、これらの波及効果が日本の外交基盤と国際的影響力の強化に資すると評価されました。スキーム別評価では、本スキームを活用した事業を通じて、国際社会・地域の優先課題／地球規模課題への貢献や被援助国との二国間関係の強化に貢献した結果、日本のプレゼンスが向上したと評価されました。

提言・教訓

2025 年度に実施した 5 件の ODA 評価の結果を踏まえた提言が出されました。それらのうち、複数の案件に共通する提言、また、他案件へも適用が可能な提言・教訓は以下のとおりです。

複数の評価案件に共通する提言

● 人材育成の重要性

人材育成の重要性について共通した提言が見られ、①親日人材の継続的な育成のための民間セクターとの連携、② AI 等の最先端技術を活用した事業実施や業務効率化、それを運用できる相手国側人材の能力開発を並行して進めるべきことが提言されました。

● 関係者間の情報の整理の必要性

課題別評価では、デジタル・ICT 分野に関する基本的な方向性や考え方について関係者間で共通認識を形成するための方策の検討が提言され、また、スキーム別評価では、在外公館向け資料の整備を通じた業務円滑化について提言されました。

他への適用が見込まれる提言・教訓

● モニタリング及びフォローアップの実施内容の確実な運用と改善

モニタリング及びフォローアップについては、①スキームの成果把握に向けた実施監理の改善を図ること、②緊急案件であっても、機材配備後の使用状況や維持管理状況を把握するモニタリング・フォローアップの実施内容を明確化し、確実に運用することが求められることが確認されました。

● より効果的な広報・ビジビリティの確保

広報及びビジビリティについても共通の提言が見られ、①日本の ODA の象徴的プロジェクトと広報の強化、②国際機関との連携において更なるビジビリティの確保、よりよい事業実施に向けた在外公館による関係各所とのコミュニケーションを図るための具体的な提言がされました。

2025 年度外務省 ODA 評価結果

2025 年度に実施した国別評価、課題別評価、スキーム別評価それぞれ 1 件及び外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価 2 件について、概要をご紹介します。

ウズベキスタン国別評価 (評価報告書全文へのリンク)

評価者（評価チーム）	評価主任：石田　洋子　広島大学理事補佐／特命教授 アドバイザー：新納　宏　高知大学客員教授 コンサルタント：株式会社国際開発センター
評価対象期間	2020 年度～ 2024 年度
評価実施期間	2025 年 4 月～ 2026 年 2 月
現地調査国	ウズベキスタン

評価の背景・対象・目的

ウズベキスタンは中央アジア地域最大の人口（約 3,636 万人[1]（2024 年時点））を擁し、旧ソ連時代から同地域において中心的な役割を果たしてきた。同国は天然ガス、ウラン、金属鉱物などの天然資源に恵まれており、政府主導の資源開発が結実し、天然ガス、金、綿花の輸出増加及び継続的な公共投資により、コロナ禍などの影響はあるものの比較的堅調な経済成長を維持している。一方、旧ソ連時代に建設された経済インフラの老朽化、市場経済化に対応した人材の不足及び法制度などの未整備といった問題が障害となっているほか、経済成長に伴い都市と地方の経済格差が拡大しており、経済成長の成果が広く国民に享受されていないことが課題となっている。

このような状況の下、日本のウズベキスタンに対する ODA による支援は、同国が抱える問題の解決を後押しするのみならず、質の高いインフラ投資の推進やビジネス環境の改善などを通じ、資源確保を含む日本と同国との経済関係の一層の発展に資することが期待される。また、国境を接するアフガニスタンなど周辺国が不安定化する中、ウズベキスタンの安定と発展は、地域全体の安定に寄与するという観点からも同国への支援は意義がある。

本件評価は、ウズベキスタンに対する近年の日本の政府開発援助（ODA）政策や重点分野に基づく支援を評価することにより、2027 年度に改定予定である対ウズベキスタン国別開発協力方針の立案や実施のための提言や教訓を得ること、また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすことを目的とする。

1 UNdata, Uzbekistan, General Information, https://data.un.org/en/iso/uz.html（2025 年 12 月 19 日閲覧）

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

（1）政策の妥当性

日本の対ウズベキスタン ODA 政策は、ウズベキスタンの開発政策・開発ニーズ、日本の上位政策、国際的な優先課題とそれぞれ整合している。日本及び主要援助国・機関は、ウズベキスタンを中央アジアの中心的存在と位置付け、ウズベキスタンの持続的な経済成長の促進と格差是正の実現のために、ウズベキスタン 2030 戦略や新ウズベキスタン開発戦略に沿った支援政策を策定し、ウズベキスタン政府の基本構想[2]の達成をともに目指している。さらに、ウズベキスタンに対する ODA 支援は、同国の安定や発展のみならず、不安定化する周辺国や地域全体の安定に寄与する観点からも意義があり、日本と中央アジア諸国の対話枠組みである「中央アジア＋日本」対話での協議内容との整合性が高い。加えて、日本の長年のソフト面からハード面までの援助実績と主要ドナーとして構築された信頼関係及び日本の高い技術力と知見を踏まえ、工学、電力、防災、産業人材育成などの日本が知見と経験を有する分野において事業が計画・実施された点、質の高い人材育成が実施された点、多様なスキーム・アクター（有償、無償、技プロ、個別専門家派遣、協力隊派遣、人材育成奨学計画、日本 NGO 連携無償、草の根技術協力など）が活用された点において、日本の比較優位性を活かした政策である。以上

2 1. 持続可能な経済発展による上位中所得国への参入、2. 国民のニーズと国際基準を完全に満たす教育、医療、社会保護システムの構築、3. 国民にとっての好適な環境条件の創出、4. 国民に奉仕する公正かつ現代的な国の建設、5. 国の主権と安全の確固たる保障

より政策の妥当性は「極めて高い」と判断した。
（評価結果：極めて高い）

（2）結果の有効性

援助実績（インプット）及び人材育成の人数やインフラの構造物など活動の結果（アウトプット）は計画どおりに実現したことが確認できた。日本の援助は「持続可能な経済成長の促進と格差の是正」という大方針に沿って、経済成長、公平かつ持続可能な社会、ガバナンスの強化という３つの重点分野それぞれにおいて、計画どおりに援助事業を実施し、設定された目標を着実に達成していると評価できる。マクロ経済など広域的な影響は現段階では限定的であるが、途中で中止になった案件もなく、ウズベキスタン政府省庁及び他ドナーからも高い信頼と評判を得ている。これらの成果を総合的に判断すると結果の有効性は「極めて高い」と評価できる。
（評価結果：極めて高い）

（3）プロセスの適切性

日本側で策定プロセスを経つつ、ウズベキスタン政府のニーズや他ドナーの動向を日々の現場のコミュニケーションを通じて汲み取り、それに基づき方針や重点分野を設定し、「中央アジア＋日本」対話も踏まえて方針を策定し実施する視点が持たれていたことから、援助政策の策定プロセスの適切性は高い。援助実施体制については、ウズベキスタン側が日本企業の進出や海外投融資を強く望んでいるなか、ODA タスクフォースに JETRO や日本商工会は参加していないが、日常的なやり取りが必要なポイントで行われていることから特段の問題は起こっていない。モニタリング・評価及び情報公開について、評価モニタリングは通常の ODA の制度に沿って過不足なく行われており、情報公開に関しても一般的なプレスリリース、メディア対応などの方法がとられており適切である。他ドナーなどとの連携状況については、国際機関と日本双方の強みを生かし、連携を積極的に図っている点が評価できるが、連携の継続に関する意思疎通に関して、他援助機関との認識に相違が見られた点には改善の余地がある。NGO も積極的に国際機関との連携を図っている。総じて、プロセスの適切性は「高い」と判断した。
（評価結果：高い）

（注）レーティング：極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

（1）外交的な重要性

国際社会や地域の優先課題及び地球規模課題の解決にとって日本の ODA は重要な貢献となって、官民両面で人材育成を実現している。国益を構成する 3 点からも日本及び日本外交にとってウズベキスタンは極めて高い重要性を有すると言える。

（2）外交的な波及効果

国際社会、二国間関係、日本の国益のそれぞれの面で成果を上げているが、経済的な誘引（「呼び水」効果）は今のところ限定的と言わざるを得ない。日本の国益に貢献するためには、「援助から民間投資」への主役交代の中で、日本の ODA も民間投資を誘引する、あるいは ODA からスムーズに民間投資へつなげていく在り方をより一層強化していくべきと思われる。

評価結果に基づく提言

(1) 潜在的な大市場の認識と官民連携：そのリード役となる ODA の新しい役割の追求
(2)「知と技術の連携型協力」と民間参入の促進
(3) 日本の ODA の象徴的プロジェクトと広報の強化
(4) 親日人材の継続的育成のための民間セクターとの連携
(5)「中央アジア + 日本」対話の活用：世界の外交潮流をリードする場としての活用



非感染性疾患（NCD）予防対策プロジェクト（保健省）インタビュー
（評価チーム撮影）

デジタル・情報通信技術（ICT）分野の協力の評価

（評価報告書全文へのリンク）

評価者（評価チーム）	評価主任：佐藤　寛　開発社会学舎主宰 アドバイザー：今野　貴之　明星大学教育学部教育学科教授 コンサルタント：OPMAC 株式会社
評価対象期間	2019 年度～ 2024 年度
評価実施期間	2025 年 6 月～ 2026 年 3 月
現地調査国	エチオピア、バングラデシュ

評価の背景・対象・目的

近年、国際社会においてデジタル化が急速に進展し、サイバーセキュリティやデジタル格差など新たな課題への対応が求められている。日本は開発協力大綱にて「質の高い成長」や「貧困撲滅」を国際協力の基本目的とし、デジタル・ICT 分野を ODA の目的達成のための重点分野として位置付けている。本評価は、評価対象期間における ODA によるデジタル・ICT 分野の協力政策全般を対象とし、政策の妥当性、結果の有効性、並びにプロセスの適切性を多角的に検証したものである。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

（1）政策の妥当性

日本は開発協力大綱で ICT 導入や DX を重点分野と位置付けている。評価対象期間中、JICA 事業の多くの対象国がデジタル・ICT 政策を有し、事業計画時に政策との整合性が確認されていた。SDGs や主要 20 か国（G20）など国際枠組みとも政策が合致し、日本は国際的議論にも積極的に参画している。他ドナー機関も ICT 分野を重視しており、世界銀行は政策支援、アジア開発銀行・アフリカ開発銀行はインフラ整備に強みがある一方、JICA は能力開発に強みがある。
（評価結果：高い）

（2）結果の有効性

日本の ICT 分野の協力額は年々増加しており、アジア・アフリカを中心に資源投入が進んでいる。支援は ICT 導入や能力開発が中心で、現地課題解決に寄与する事例が見られる。通信インフラの整備や人材育成、サイバーセキュリティ強化を通じ、情報アクセスの格差縮小に貢献している。バングラデシュやエチオピアでは行政デジタル化や ICT 人材育成の成果が確認され、持続的運用も進展している。現地産業の競争力強化や雇用創出、包摂的成長への貢献が期待される一方、成果の定量化や全国的波及効果の測定の難しさなど、持続性・制度面の課題も残されている。
（評価結果：高い）

（3）プロセスの適切性

日本のデジタル・ICT 分野の協力は、民間企業や国際機関、自治体、大学等との連携が積極的に推進され、現地調査でも共創が確認されている。一方、現地ニーズやリスクを考慮した制度設計は進んでいるが、現地での分野横断的な調整や専門人材、現場リソースの不足など体制面の課題が残る。通信インフラやリテラシーの格差、機材の陳腐化などの現場での課題も散見される。
（評価結果：一部課題がある）

（注）レーティング：　極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

（1）外交的な重要性

日本の ODA によるデジタル・ICT 分野の協力は、サイバー空間やデータ流通などの分野における国際社会のルール形成や秩序維持の基盤を整える上で重要な役割を果たしている。本協力を通じて日本が自らの価値観や基準を国際社会に示し、現地での制度設計や運用に日本の知見や技術が反映されることで、日本発のルールや規範が国際的に受け入れられやすくなる。これにより、日本の規範形成力が高まり、国際的な議論や標準設定の場で日本の意見や提案がより重視されるようになる。このような規範形成力の向上は、日本が国際社会において信頼されるパートナーとしての地位を確立し、外交的な発言力や影響力の強化につながる。

（2）外交的な波及効果

日本の ODA は DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）理念やサイバーセキュリティ強化を通じて、国際的なデータ流通における透明性

と安全性を確保し、国家・企業・個人間の信頼構築を促進することで、国際秩序の維持に寄与している。また、遠隔医療・教育・防災 ICT の支援は地域社会の安定化にも貢献している。エチオピアやバングラデシュへの協力では、両国と日本との間の経済交流の活発化と信頼関係の向上をもたらし、日本企業の技術採用や人材マッチングは国内産業の競争力強化と新興市場開拓につながった。これらの波及効果は日本の外交基盤と国際的影響力の強化に資するものである。

評価結果に基づく提言・教訓

＜提言＞

（1）日本のデジタル・ICT 分野の支援に関する関係者間の共通認識の形成と整理

デジタル・ICT 分野の協力に関する基本的な方向性や考え方について、関係者間で共通認識を形成するため、既存文書への更新や周知、文言が整理された参照資料、成果指標の策定方法等を検討すべきである。

（2）最先端技術を活用した支援及びそれを扱う能力開発の検討

今後は AI 等の最先端技術を活用した事業実施や業務効率化、それを運用できる相手国側人材の能力開発を並行して進めるべきである。技術革新に対応し、持続的な効果を維持する体制構築が不可欠である。

（3）デジタル・ICT 分野の特性を踏まえた事業形成の検討

技術革新の速さに対応するため、迅速な意思決定が可能な事業形成の枠組を導入すべきである。個人情報等のデータ取扱に関しては、法的保護や運用方法の明確化が求められる。

（4）デジタル・ICT 分野の専門家派遣による政策実行力の強化

相手国の制度や人材面の強化のため、デジタル・ICT 分野の専門家（政策・制度設計、ICT インフラ設計・運用、サイバーセキュリティ、デジタル人材育成など）を戦略的に派遣すべきである。

＜教訓＞

（1）開発途上国における中小企業の ICT 事業展開と公的支援の意義

日本の中小企業が途上国で ICT 事業を展開する際、日本の ODA 関係機関による支援は相手国での信用力向上に大きな意義がある。日本の中小企業の認知度・信頼度が相手国において高まるまで、継続的な公的支援が重要である。

（2）デジタル・ICT 分野における機材供与の課題と対応方針

技術革新が速い分野では、陳腐化しにくく汎用性の高い機材の供与が有効である。事業完了後の持続性確保のため、保守管理体制や廃棄処理も含めた計画策定が必要である。



バングラデシュ ICT 人材育成事業の教室に掲示されている看板
（評価チーム撮影）

無償資金協力（国際機関連携方式）の評価

（評価報告書全文へのリンク）

評価者（評価チーム）	評価主任：牟田　博光　一般財団法人国際開発センター理事長 アドバイザー：クロス　京子　京都産業大学国際関係学部教授 コンサルタント：株式会社国際開発センター
評価対象期間	2019 年度～ 2023 年度
評価実施期間	2025 年 6 月～ 2026 年 3 月
現地調査国	ガーナ、シエラレオネ、フィリピン

評価の背景・対象・目的

開発協力大綱（2015 年）では、「独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。」[1] とし、国際機関との積極的な連携の継続が謳われた。本評価は、近年、無償資金協力の中でも案件数・事業規模が拡大している国際機関連携方式（以下、「本スキーム」という。）を評価することにより、本スキームを効果的・効率的に活用できるように、運用改善に資する提言・提案を導き出すこと、また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすことを目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

（1）政策の妥当性

評価対象案件は、事業期間当時に運用されていた開発協力大綱（2015 年）の基本方針及び重点課題に沿って立案されており、その整合性が確認された。さらに、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現や、TICAD の成果の具体化に資する案件も複数含まれており、日本の外交政策との整合性が認められた。加えて、国際的な優先課題に対応するものであり、計画段階から持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献が検討され、実施を通じて幅広い SDGs への寄与が確認された。本スキーム自体も、多様なアクターの連携を促進する仕組みとして機能し、SDGs17「グローバル・パートナーシップ」に貢献している。また、国際機関の専門性及びネットワークの活用も認められた。加えて、JICA 事業を含む開発協力を通じて築かれた信頼関係や各分野での実績が比較優位となり、ガーナのケーススタディでも本スキームに効果的に活用されていた。フィリピンのケーススタディでは、日本政府がミンダナオで平和構築を継続的に支援してきたリードドナーとして信頼を得ており、紛争後の移行期にある地域における支援や現地関係者からの理解と協力を得る上でも有用であった。以上から、政策の妥当性は「極めて高い」と判断する。
（評価結果：極めて高い）

（2）結果の有効性

評価対象 50 案件総額 179.60 億円のうち、164.99 億円、つまり全体の 91.9% が平和構築・安全保障及び人道支援に充てられている。その対象となる地域は、JICA 支援のアクセスが困難な国・地域が大半であり、国際機関の専門性が強く求められる状況にあった。この点は、人道支援についても同様で、例えば、政変が起きた国の政府承認の問題が生じている最中で起こった人道危機に対し、本スキームは無償資金協力を実施できる数少ないスキームの一つであった。

本評価の評価対象案件は、メタ評価を通じてほとんどの案件が着実にインプットを実施し、アウトプットを達成していることが確認できた。アウトカムやインパクトに関しても、ケーススタディを通じて非常に高いレベルで実現している案件が確認された。ただし、その一方で、一部の案件において、期待された成果（アウトプット）の達成が限定的であり、投入されたインプットの内容には改善の余地が認められた。以上のことから、結果の有効性は、「高い」と判断される。
（評価結果：高い）

1 開発協力大綱（2015 年）P.11、「（ウ）国際機関、地域機関等との連携」より。なお、外務省からの聞き取りによると、ここでいう「二国間協力」とは、国際協力機構（JICA）実施事業を指す。

（3）プロセスの適切性

本スキームの案件形成・事業実施プロセスは、おおむね適切であった。特に、案件形成から承認までに要する時間が他のスキームと比べて短く、感染症流行や自然災害、紛争など、緊急性の高い事案に対しても、本スキームを適用することで、現場ニーズに応じ迅速な対応がとられていた。また、国際機関との綿密な調整の下、案件形成がおこなわれ、紛争中あるいは紛争後復興国等のアクセスが難しい地域に対しても、国際機関の専門性や現地ネットワークを十分にいかし、必要な援助を提供出来ている点は評価される。

一方、在外公館では、本スキームの目的や案件形成・事業実施・計画変更時の手続き、留意点等に関し、国際機関の理解を得るうえで、多くの時間と労力を要していた。例えば、国際機関に対し、本スキームの趣旨等を説明するための手引き等を用いることで、より効率的かつ効果的な案件形成につながることが示唆された。また、国際機関で作成する報告書は、ほとんどの場合、国際機関が設定する様式などに基づき、詳細なモニタリング・評価結果を示しているが、一部、必要な項目や内容の報告、機材や施設の利活用状況に関する視覚材料が添付されていないケースが見られ、改善が必要である。以上より、プロセスの適切性は、「一部課題がある」と判断する。
（評価結果：一部課題がある）

（注）レーティング：極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

（1）外交的な重要性

本スキームは、平和構築・安全保障、人道支援への支援を通じて、政治・社会が混乱する国・地域の安定に貢献し、また COVID-19 感染拡大時には保健医療サービス向上に貢献したという声が聞かれた。これらの中には、国連安保理で議題となる国・地域に対する支援も含まれており、本スキームは、日本が国際社会・地域の優先課題や地球規模課題に貢献するための重要なツールの一つであると考えられる。

JICA によるアクセスが困難な国・地域において事業を実施できる本スキームは、当該被援助国と日本とを結ぶ貴重な手段の一つであり、かつ二国間関係の強化に貢献し得る重要なツールである。また、情勢が不安定な国を対象としていることが多いものの、本邦企業との連携や日本製品の調達が実現した場合には、本スキームが被援助国における本邦企業活動の足がかりとなる可能性も考えられる。

（2）外交的な波及効果

本スキームを活用した事業を通じて、国際社会・地域の優先課題／地球規模課題への貢献や被援助国との二国間関係の強化に貢献した結果、日本のプレゼンスが向上した。一方で、国際機関が実施を担うという本スキームの特殊性から、被援助国の政府関係者や受益者の中には日本のドナー資金による事業であったことを認識していないケースが一部確認された。この課題に対し、ケーススタディ国であるシエラレオネを兼轄する駐ガーナ日本国大使が頻繁に同国を訪問することで、同国における本スキームのビジビリティや日本のプレゼンスを向上させている事例なども確認できた。

評価結果に基づく提言

（1）本スキームの利点をいかした運用の継続と拡充を図る。
（2）本スキームのより効果的な運用のための在外公館向け資料の整備による業務円滑化を図る。
（3）本スキームの成果把握に向けた実施監理の改善を図る。
（4）更なるビジビリティ確保、より良い事業実施に向けた在外公館による関係各所とのコミュニケーションを促進する。



シエラレオネのスンブヤ研修所と研修員（本事業にて建設）（評価チーム撮影）

平成 28 年度対カンボジア無償資金協力（事業・運営権対応型）「コンポントム上水道拡張計画」の評価 （評価報告書全文へのリンク）

評価者（評価チーム）	評価主任：桑名　恵　近畿大学国際学部教授 コンサルタント：株式会社アンジェロセック
評価実施期間	2025 年 6 月～ 2026 年 1 月
現地調査国	カンボジア

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した「平成 28 年度対カンボジア無償資金協力（事業・運営権対応型）『コンポントム上水道拡張計画』」（以下、「平成 28 年度コンポントム上水道拡張計画」という）（供与額 32.71 億円）を対象に、プロジェクトレベルで実施された第三者評価である。カンボジアの地方都市では、安全な水へのアクセス率が依然として低く、既存浄水場の供給能力不足や都市化の進展に伴う水需要の増加が深刻な課題となっていた。本事業は、上水道施設の整備に加え、日本企業が運営・維持管理を担う事業・運営権対応型無償資金協力スキームを導入した点に特徴がある。本評価は、計画の妥当性及び結果の有効性を検証し、今後の類似案件の形成・実施に資する提言・教訓を得るとともに、国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

評価結果のまとめ

（1）計画の妥当性

本事業の目的は、地方都市における安全な水へのアクセス改善という、カンボジア政府が掲げる「第三次四辺形戦略」、「国家戦略的開発計画（NSDP 2014–2018）」及び「地方給水・衛生のための国家戦略」に示された給水分野の開発ニーズ及び政策目標と高い整合性を有している。また、日本政府の「開発協力大綱（2015）」、「対カンボジア王国 国別開発協力方針（2017）」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の方針とも合致している。

事業内容は、浄水場及び配水施設の整備に加え、日本企業が運営・維持管理を担う事業・運営権対応型無償資金協力の枠組みを活用し、技術移転や人材育成を含めた持続可能な給水システムの構築を目指して計画された。さらに、需要予測や計画修正を通じて現地の実情を反映した柔軟な事業設計が行われており、実施体制及び計画プロセスも日本政府が想定する標準的な業務フローに概ね沿っている。

（評価結果：極めて高い）

（2）結果の有効性

本事業における資金供与及び施設整備は概ね計画どおり実施され、新浄水場及び配水管網は効率的かつ適切に整備された。その結果、家庭用給水栓数は約 4,000 軒から約 13,000 軒へと大幅に増加している。新設された給水施設は実際に使用されており、家庭における水不足に対する不安の解消に加え、学校や保健施設を含む公共施設における安定的な給水を通じて、公衆衛生環境の改善や生活環境の向上に明確に寄与している。また、給水の安定化は飲食店等の小規模事業の活動を支え、地域経済への波及効果も確認された。加えて、日本企業による運営・維持管理を通じて、日本の技術・知識・経験の活用及び技術移転が図られた点も大きく評価できる。

（評価結果：極めて高い）

（注）レーティング：極めて高い／高い／一部課題がある／低い

評価結果に基づく提言

（1）事業完了後の運営を巡る整理の視点

本事業では、日本企業の関与による運営・維持管理が一定期間行われた一方、事業終了後の運営のあり方については、被援助国側の実施能力や制度状況等を踏まえ、柔軟に整理されていくことが想定されている。こうした枠組みは、日本企業の関与を通じた技術や知識・経験の活用と、被援助国側の主体的な運営体制の構築の双方を視野に入れたものと位置づけられる。今後の類似案件においては、こうした前提を踏まえつつ、日本企業の関与と被援助国側の主体性のバランスについて、案件形成段階から関係者間で認識を共有し、事業完了後を見据えた運営のあり方を検討していくことが有効である。

（2）需要動向及び事業の持続性を踏まえた計画プロセスの重視

本事業では、都市化の進展や給水需要の増加を踏まえ、需要予測の見直しや計画内容の修正が行われた。また、料金制度や事業採算性についても検討が重ねられ、給水事業としての持続性を確保するための工夫が講じられている。今後の類似案件においては、こうした取組を踏まえつつ、事前調査や関係機関との調整を通じて、需要動向及び事業の持続性を十分に検証する計画プロセスを引き続き重視することが有効である。



整備された新浄水場の施設（評価チーム撮影）

令和 2 年度対カンボジア無償資金協力「経済社会開発計画」の評価 （評価報告書全文へのリンク）

評価者（評価チーム）	評価主任：桑名　恵　近畿大学国際学部教授 コンサルタント：株式会社アンジェロセック
評価実施期間	2025 年 6 月～ 2026 年 1 月
現地調査国	カンボジア

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した「令和 2 年度対カンボジア無償資金協力『経済社会開発計画』」（以下、「令和 2 年度経済社会開発計画」という）（供与額：20 億円）を対象にプロジェクトレベルで実施された第三者評価である。カンボジアは、公衆衛生・医療体制が脆弱で、医療機材の不足により新興・再興感染症への対応力に課題を抱えていた。新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）のパンデミックにおいては、国外への患者移送も困難となり、国内での対応能力強化が喫緊の課題となった。また、感染症対応能力の向上は、人命の保護のみならず、経済活動への影響を抑制する観点からも重要であった。本計画は、新型コロナの拡大を受け、救急車や医療機材等の調達を通じて、カンボジアの保健・医療体制の強化を図ることを目的として実施された。本評価は、計画の妥当性及び結果の有効性を検証し、今後の類似案件の効果的・効率的な実施に資する提言・教訓を得るとともに、国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

評価結果のまとめ

（1）計画の妥当性

本案件の目的は、新型コロナへの対応を含むカンボジアの保健・医療体制強化であり、「第 4 次四辺形戦略」や「国家戦略的開発計画（NSDP 2019–2023）」、「保健戦略計画」と整合している。また、日本の国際保健外交政策や「開発協力大綱（2015）」、「対カンボジア王国 国別開発協力

方針（2017）」とも合致していた。感染症拡大という緊急性の高い状況下で、医療現場の喫緊のニーズを的確に捉えた機材構成が計画されており、事業内容の整合性は極めて高いと評価された。さらに、調達代理機関方式による実施体制や業務フローは、日本政府の標準的な実施体制に概ね沿ったものであり、迅速性と実効性を確保した計画であった。
（評価結果：極めて高い）

（2）結果の有効性

資金供与および医療機材調達は概ね計画どおりに実施され、救急車、人工呼吸器、高濃度酸素発生器等の機材は、新型コロナ患者対応において迅速かつ効果的に使用された。多くの機材は現在も通常診療や他疾病対応に継続的に活用されており、感染症対応能力の向上、救急搬送能力の強化、一般医療水準の底上げといった開発効果が確認された。また、日本製医療機材に対する信頼感の向上や日本の支援の可視化といった外交的効果も発現した。一方で、機材配備後の使用状況や配置に関する体系的なモニタリング不足、およびフォローアップ体制の弱さが課題として指摘されており、結果の有効性を一層高める余地があるとされた。
（評価結果：高い）

（注）レーティング：極めて高い／高い／一部課題がある／低い

評価結果に基づく提言

（1）医療機材の維持管理人材確保と修理能力の強化

地方病院では、医療機材の維持管理を担う人材の不足が確認されており、修理対応においては技術力が十分でない民間業者への依存や、プノンペン所在業者への再委託による時間的・費用的負担の増大が生じている。本計画で調達された医療機材の長期的かつ安定的な使用を確保するためには、技術協力プロジェクトなどの他 ODA 事業と効果的に連携し、地方病院レベルでの維持管理・修理を担う人材の確保及び能力強化を体系的に進めることが重要である。これにより、機材の稼働率向上と維持管理コストの抑制が期待される。

（2）緊急案件におけるフォローアップの改善

本案件は、新型コロナ対応を目的とした緊急案件として迅速に実施され、救急車や ICU 関連機材等が感染症対応において高い有効性を発揮したほか、現在も一般診療や救急搬送能力の強化に継続的に寄与している。一方で、機材配備後の使用状況や維持管理状況を把握するフォローアップ体制には一部課題が確認された。今後の類似案件においては、緊急性を確保しつつも、事業完了後を見据えたモニタリング・フォローアップの実施内容を明確化し確実に運用することが求められる。



配置された移動式 X 線撮影装置（島津製）（評価チーム撮影）

コラム

ODA 評価ワークショップ
～評価文化の醸成と共創の四半世紀～

外務省は、2001 年から「ODA 評価ワークショップ」（以下、WS）を開催してきました。この WS はアジア・太平洋地域の政府関係者を対象として始まったもので、その目的は、ODA の評価手法や課題について途上国の理解を深め評価能力を向上させることを通じて、被援助国のオーナーシップや透明性の向上、開発の効率化を目指すものでした。WS は四半世紀にわたる歩みを経て、2025 年 11 月に第 20 回の節目を迎えました。本コラムでは、これまでの WS の歩みを振り返り、その意義と変遷を総括します。特に、第 20 回 WS に先立って行われた有識者による座談会での議論も紹介しながら、WS が果たしてきた役割と今後の展望を考えていきます。



第 2 回 ODA 評価ワークショップ（2002 年）



第 5 回 APEA 大会開会式（2025 年）
国際評価年 10 周年を記念して、2025 年に世界各国で開催される
評価関連の会議にて評価文化の継承を表す
松明（エバルトーチ）のリレーが行われた。

【ワークショップの開催実績と変遷】

WS はこれまで日本を含む計 7 か国で開催し、コロナ禍におけるオンライン開催を挟みながらも、アジア・太平洋地域の約 35 か国から、評価業務に携わる政府関係者のべ 726 名が参加し、ODA 評価の知見や実践を共有するための場を提供してきました。（39 ページ「ビジュアルでみる ODA 評価ワークショップ」参照。）

その歩みを振り返ると、国際潮流と参加者のニーズに合わせて WS の役割も次第に変化してきたことが見て取れます。初期は評価能力の基礎固めに注力し、回を重ねるごとに参加国自身が「評価は自国にとって重要なツール」と認識するようになっていきました。その後、日本の ODA だけでなく、他ドナーの援助や自国の政策評価事例も共有され、評価体制構築や人材育成への関心へと発展していきます。参加者間のネットワークも自然に形成され、各国の評価文化育成と能力向上に大きく寄与しました。こういった流れの中で、2012 年にアジア太平洋評価学会（APEA）が創設されました。

近年では、参加者からのニーズに応え、ODA 評価のみならず根拠に基づく政策立案（EBPM）や持続可能な開発目標（SDGs）のモニタリング評価などのタイムリーなテーマについても積極的に取り入れてきました。オンライン開催が始まった第 17 回から WS の共催者となった APEA は、その豊富な人脈をいかして最新の知見をもつ専門家を招請し、参加者の満足度向上に大いに貢献しました。また、後述の座談会において、有識者から APEA は WS のインパクトとの言及があったように、APEA は創設以降、地域内の評価文化の醸成に大きく貢献し、また評価を通じて日本の国際協力の推進にも寄与してきたことが高く評価され、2025 年に外務大臣表彰を受けました。

ODA 評価ワークショップ開催実績

No.	年	開催地	主なテーマ
第 1 回	2001	日本	評価手法、ODA 評価における被援助国の果たす役割、被援助国の評価能力の向上
第 2 回	2002	日本	我が国の ODA と評価、被援助国における ODA と評価の役割
第 3 回	2003	日本	ODA の管理手段としてのモニタリング・評価
第 4 回	2005	タイ	モニタリング・評価の基本的な概念および手法について
第 5 回	2006	日本	開発成果マネジメントを踏まえた評価・モニタリングについての取組
第 6 回	2006	フィリピン	評価と政策のリンク、援助効果の評価
第 7 回	2007	マレーシア	パリ宣言実施状況の評価についての現状報告、DAC 評価品質基準について
第 8 回	2009	シンガポール	日本の政策評価のアプローチ
第 9 回	2010	日本	アジアにおける ODA 評価の動向
第 10 回	2011	ベトナム	合同評価の事例研究、評価の能力開発
第 11 回	2012	フィリピン	評価能力向上のための人材育成、アジア太平洋評価学会（APEA）ネットワークの役割と将来性
第 12 回	2014	マレーシア	二国間開発援助の効率性に対して評価がもたらす影響、APEA の役割と将来の可能性
第 13 回	2015	日本	開発協力における評価のフィードバックメカニズム
第 14 回	2016	ベトナム	評価システムと評価能力開発
第 15 回	2018	スリランカ	SDGs の時代における評価能力開発
第 16 回	2019	タイ	SDGs 時代における評価：評価能力開発とアカウンタビリティーに向けた知見の共有
第 17 回	2022	オンライン	新しい時代における評価の役割 - 多くの課題と機会
第 18 回	2023	オンライン	評価能力強化：包摂的かつ持続的な開発に向けて
第 19 回	2024	オンライン	強力なモニタリング・評価（M&E）システムの構築：公平な開発のための成果の最大化
第 20 回	2025	日本（ハイブリッド）	ODA 評価ワークショップの振り返り、SDGs を達成し多国間主義の価値を再確認するためのツールとしての自発的国家レビュー（VNR）

各回の詳細は、こちらからご覧ください。ODA 評価ワークショップ（開催内容）

ODA 評価ワークショップ　～評価文化の醸成と共創の四半世紀～

座談会の開催

2025 年 2 月、四半世紀にわたる ODA 評価 WS の活動について、各回当時の様子やその意義を振り返るため、これまでの WS の経緯をよく知る有識者の方々に集まっていただき座談会を開催しました（有識者の肩書は座談会当時。ODA 評価ワークショップに関する座談会）。座談会では、ODA 評価 WS が開始された当時の背景やその後の評価に対する国際的な関心の変容を振り返りつつ、WS が果たした意義やその役割について各有識者の立場から意見交換が行われました。第 1 回 WS を開催した当時の日本は、日本評価学会の発足や政策評価法の成立など、政策評価の重要性が広く議論され、外務省も ODA 評価の実施だけではなくその結果がどのように ODA 政策へ反映されたかを明記した報告書を提出するなど、評価体制の強化が図られていました。有識者からは、2009 年頃からは UNDP や世界銀行、OECD-DAC、アジア開発銀行などによる評価関連のセミナーや研修が広く開催されるようになり、2015 年の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」においてもフォローアップとレビューの枠組みの必要性が謳われるなど、開発評価の重要性は国際的にも高まってきたとの指摘がありました。また、日本が早くから着目し継続してきた評価の WS は、アジア大洋州地域における評価文化・制度の確立に貢献したと参加国や他ドナーから高く評価されており、アジア太平洋評価学会（APEA）の創設もそのインパクトの一つとして認識されているとの評価が共有されました。



廣野良吉

成蹊大学名誉教授。第 1 ～ 4 回議長、第 5 ～ 7 回・第 13 回共同議長。APEA 初代会長。

●廣野先生（WS の根底にある考え）

（ODA を提供する国と ODA を提供される国の）対等関係ということは絶対忘れてはいけないと、ものすごく気を遣ってやったことを覚えています。

●牟田先生（APEA の設立に日本が果たした役割）

評価人材を蓄積して、そしてネットワークを作ってそれを強化していった。この継続と蓄積ということが、APEA の創設に非常に大きな契機に私はなっていると思います。ODA 評価 WS は発展途上国の評価体制整備のインキュベーターとしての役割を間違いなく果たして、その効果は大きかった。



牟田博光

東京工業大学名誉教授、（一財）国際開発センター理事長。第 5 回共同議長、第 8 ～ 9 回議長等。



村岡敬一

第 13 ～ 16 回開催時、外務省 ODA 評価室長。OECD-DAC 開発協力ネットワーク（EvalNet）副議長。

●村岡元室長（WS を実施する外交的意義）

ODA 評価 WS は、開発協力の質の向上に向けた日本の具体的貢献として、ひいては SDGs の実現に向けた取り組みとして高く評価されてきたと思います。

●石田先生（開発協力の評価における日本と APEA との連携可能性）

共創型で相手国政府の人を主体的に評価のデザインや実施に入れる。多様化を図っていって、・・共創型の評価、透明性の高い評価を目指していくことが必要だと考えています。



石田洋子

広島大学副学長。第 17 ～ 19 回共同議長。日本評価学会会長（2023-2024 年）。APEA 会長（2024-2027 年）。

ODA に関するその他の評価

政策評価法に基づく評価

2002 年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」という）が施行され、各府省庁は、その所掌にかかる政策について、自己評価を行うことが義務付けられています。

外務省では、政策評価法及び同施行令に基づき、経済協力政策全般の事後評価、未着手・未了案件の事後評価 *1、一定額を超える案件の事前評価 *2 を行っています。

▶外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

*1:「未着手案件」とは、政策決定後 5 年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、或いは貸付実行が開始されていない等の案件、「未了案件」とは、政策決定後 10 年を経過した時点で貸付実行が未了である等の案件を指す。
*2: 交換公文（E/N）供与限度額 10 億円以上の無償資金協力プロジェクト、及び E/N 供与限度額 150 億円以上の有償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施。

各省庁による評価

外務省以外の各府省庁も、所管する分野の政策立案、施策・事業実施に関して政策評価法などに基づく評価を行う中で、ODA に関する評価も実施しています。以下に各省庁の代表例を掲載します。詳細はリンク先を参照ください。

▶金融庁

新興国の金融当局者を対象としたハイレベル政策対話
https://rssystem.go.jp/project/edbf0c42-b434-4810-b331-b647c74e1437
（令和 6 年度実施事業に関するレビューシート：「新興国に対する技術協力事業」事業①（研修事業）参照）

▶総務省

公的統計の体系的な整備・提供
https://rssystem.go.jp/project/698b1e23-aac9-4364-8895-bb703efb1e3f?activeKey=basic-information
（令和 6 年度の事業に係る行政事業レビューシート：「国連アジア太平洋統計研修所運営事業」）

▶法務省

法務行政における国際協力の推進
https://www.moj.go.jp/content/001448802.pdf
（令和 7 年度法務省事後評価実施結果報告書 153-163 ページ参照）

▶財務省

開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/fy2025/evaluation3/2025hyouka.pdf
（一括版の 296-322 ページ参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶文部科学省

豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進
https://rssystem.go.jp/project?policyIds=9f78212d-f7f6-48e9-9bf3-ac874c41e1b5&fiscalYear=2025
（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶厚生労働省

国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyou/25jisseki/index_01.html
（参考：施策目標 XI-1-1：令和 7 年度 実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標に係る事後評価の評価書｜厚生労働省）

▶農林水産省

総合的な食料安全保障の確立
https://rssystem.go.jp/project/ff327c6f-d524-498a-8a6c-5c2dee2c493b?activeKey=basic-information
（「国際機関を通じた農林水産業協力拠出金（うち農林業分野）」参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶経済産業省

技術協力活用型・新興国市場開拓事業
https://rssystem.go.jp/project/54eff945-ac3e-4447-ae4e-51d27813c018

▶国土交通省

交通分野における国際協力の推進
https://rssystem.go.jp/project/0d2d0920-5b65-4707-aac4-c6b430b45ee8?activeKey=basic-information
（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶環境省

地球環境保全に関する国際連携・協力
https://www.env.go.jp/content/000339640.pdf
（令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力参照）
（当該施策は非 ODA 事業を含む）

国際協力機構（JICA）による評価

JICA は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力（JICA 所管分）の 3 つの援助スキームの個別事業の評価（協力金額の規模に応じた外部評価者による外部評価、業務主管部門や在外事務所などによる内部評価）を行うとともに、地域、課題別、援助手法など、ある一定のテーマを設定した総合・横断的な評価、エビデンスに基づく事業実施のためのインパクト評価、事業効果の発現過程に焦点を当てたプロセスの分析などを実施しています。

評価に際しては、「学び」の観点から、事業のさらなる改善に向けた評価結果の活用の推進を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性の確保、評価結果の公開など、「説明責任」の確保にも取り組んでいます。

▶JICA ホームページ

事業評価
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html

被援助国の評価能力向上・日本の ODA 理解促進に向けた取組

被援助国による評価

被援助国による評価は、援助の受け手側が日本の ODA に対する評価を行い、評価結果を両国間の政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックすることにより、ODA の管理・改善を図り、日本の開発協力を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくことを目的としており、両国民の日本の ODA に対する理解促進や被援助国側の評価能力の向上といった効果もあります。2025 年には同評価の実施要領の改定のための調査を行いました。

（同調査の概要（PDF）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/101018691.pdf）

ODA 評価ワークショップ

外務省は、2001 年からアジア・大洋州諸国の政府関係者や専門家を招待して「ODA 評価ワークショップ」を開催しました。

ODA 評価ワークショップは、ODA 評価の手法や課題についてアジア・大洋州地域における理解を増進し、特に途上国の評価能力を向上させること、途上国関係者自身の ODA 評価能力の向上を通じて、ドナー国側の援助効率化だけでなく、途上国側のオーナーシップ・透明性の向上や開発の効率化を目的として実施しました。2025 年度の「第 20 回 ODA 評価ワークショップ」は、四半世紀にわたる ODA 評価ワークショップの集大成となりました。（詳細はコラム参照）

外務省ODA評価結果のフォローアップ

外務省は、第三者評価から得られた提言について対応策を策定し、その実施状況の確認を行っています。

2025 年度 評価の報告書完成 › **2026 年度 対応策の決定** › 2027 年度 対応策の実施状況の確認

2025 年度提言への対応策

2025 年度に実施した 5 件の ODA 評価における提言への対応策は以下のとおりです。

ウズベキスタン国別評価

提言 1
潜在的な大市場の認識と官民連携：そのリード役となる ODA の新しい役割の追求

対応策
ODA を民間事業につなげて、急成長するウズベキスタン市場への日本企業の進出をリードすべく、ウズベキスタンの開発を支援するとともに、日本の民間セクターの裨益に繋がる案件の形成を追求していく。案件の形成・実施において、日本製品・日本技術の活用・関心強化、日本企業のウズベキスタン市場への関心喚起に注力するとともに、ウズベキスタン日本人材開発センター（日本センター。UJC）の日本企業相談窓口、マッチング支援、情報発信、人材育成機能等の活用・強化に努めていく。

提言 2
「知と技術の連携型協力」と民間参入の促進

対応策
ODA 案件の形成・実施において、研究・教育・人材育成等といった取り組みを有機的に結び付け、ウズベキスタンの産業高度化や人材育成、日本の民間部門の参入の後押しといった成果を同時に実現する方策を、アカデミア間の連携や長期研修生の活用の強化を含め、不断に検討していく。

提言 3
日本の ODA の象徴的プロジェクトと広報の強化

対応策
ウズベキスタン側や他援助国・機関からも高く評価されている日本の支援のビジビリティを更に向上させるべく、外交オケージョン、署名式・完工式、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、地方視察の機会等における積極的な対外発信・広報に努める。対外発信・広報において、案件の規模や新旧を問わず、ビジビリティを効果的に高め得る象徴的なプロジェクトの活用を追求する。これによって、一層の親日感情醸成を図る。

提言 4
親日人材の継続的育成のための民間セクターとの連携

対応策
日本は、ODA 分野において、人材育成奨学計画（JDS）、JICA 研修、日本センター（UJC）におけるビジネスコース等を実施し、これらの人材育成事業はウズベキスタンの発展に資する人材育成に貢献してきている。今後、案件の形成・実施において、産官学における人材交流・連携を更に促進し、親日人材の継続的育成を継続・強化していく。

提言 5
「中央アジア + 日本」対話の活用：世界の外交潮流をリードする場としての活用

対応策
日本は、2004 年に他国に先駆けて中央アジア諸国との協力枠組みである「中央アジア＋日本」対話（CA ＋ JAD）を立ち上げ、10 回の外相会合や専門家会合、東京対話等の行事を重ね、ODA も活用しながら、中央アジアにおける諸課題の解決に向けた対話と協力を促進してきた。ODA 分野においては、広域案件の実施や一村一品運動など成果を上げた事業の地域内の横展開といった取組みを行ってきている。
2025 年には、初めての首脳会合を開催し、その成果文書である「東京宣言」において今後の中央アジアとの重点協力 3 分野が「グリーン・強靱化」、「コネクティビティ」、「人づくり」に特定され、「カスピ海ルートの円滑化支援を含むコネクティビティ強化」などの今後の協力の方向性が表明された。同首脳会合の機運を活かし、ODA の活用や関係府省庁との連携を通じ、日本が中央アジア地域の発展をリードしていく機会の創出に努める。

デジタル・情報通信技術（ICT）分野の協力の評価

提言 1
日本のデジタル・ICT 分野の支援に関する関係者間の共通認識の形成と整理

対応策
関係者間で共通認識を形成するため、既存の開発協力大綱やオファー型協力戦略文書を必要に応じて適宜更新・周知すると同時に、デジタル分野の協力成果を測定するための指標体系の検討・整備を進め、「実績の見える化」を図る。

提言 2
最先端技術を活用した支援及びそれを扱う能力開発の検討

対応策
JICA では、AI をはじめとする最先端技術が有する革新的な可能性や特徴を適切に踏まえた開発支援を推進するため、開発途上国向け AI 支援を体系的に整理し具体的な案件形成を推進中。
また、クラスター事業戦略の一つとしてサイバーセキュリティを位置付け、国際電気通信連合（ITU）が毎年公表する Global Cybersecurity Index（GCI）を踏まえ、同分野を 5 つの要素に区分した方針およびアプローチを整理しており、これに沿った事業実施や能力開発に取り組んでいる。
今後は、これらの実績を積み重ねるべく、先端技術の導入・活用に係る事業形成や業務の高度化に努めるとともに、技術革新に対応可能な相手国の制度整備状況や人材・組織体制の現状を十分に考慮しつつ、当該技術を持続的に運用・管理できる相手国側人材の能力開発の検討を進めていく。

提言 3
デジタル・ICT 分野の特性を踏まえた事業形成の検討

対応策
JICA では、評価報告書にも事例として記載されている JICA DXLab を、迅速かつ柔軟な意思決定が可能な事業形成の枠組として引き続き活用し、実証的取組を通じて得られた知見を、より広範な事業展開へとつなげる観点から、デジタル技術・DX の主流化を引続き推進する。
個人情報等のデータ取扱に関しては、現地の法制度や現地政府のニーズを十分に踏まえつつ、適切な保護および運用が確保されるよう留意する。

提言 4
デジタル・ICT 分野の専門家派遣による政策実行力の強化

対応策
近年、相手国政府からの政策・制度設計、ICT インフラの設計・運用、サイバーセキュリティ、デジタル人材育成等に係る支援ニーズが急速に拡大している一方で、当該分野に対応可能な専門人材の絶対数が十分とは言えない状況にある。
そこで、能力強化研修等を通じた専門人材の育成・裾野拡大を進めるとともに、専門家派遣の基盤となる人材育成および人材層の拡充に努める。

無償資金協力（国際機関連携方式）の評価

提言 1
本スキームの利点をいかした運用の継続と拡充を図る。

対応策
本スキームは、紛争、政変、人道危機等により二国間援助や JICA 事業による対応が困難な国・地域においても、国際機関の専門性及び現地ネットワークを活用しつつ、迅速かつ効果的な支援を実施できる有用な手段であるため、我が国の外交政策や開発協力大綱との整合性を確保しつつ、今後も本スキームの特性をいかしながら、引き続き国際社会に貢献するツールとして活用していく。

提言 2
本スキームのより効果的な運用のための在外公館向け資料の整備による業務円滑化を図る。

対応策
在外公館においては、国際機関に対し、本スキームの趣旨、案件形成から事業実施に至るまでの手続きや留意点等を説明するにあたり、一定の負担が生じているとの指摘に関し、これまでも、案件形成時に作成する資料の補足情報として、本スキームによる案件形成上の留意点を伝達してきたが、今後はより分かりやすい手引きを作成することを検討する。
あわせて、優良事例の共有等を通じ、在外公館及び国際機関双方にとって効率的な案件形成・実施につながるよう努める。

提言 3
本スキームの成果把握に向けた実施監理の改善を図る。

対応策
本スキームによる事業の成果把握においては、国際機関から提出される報告書が重要な基礎資料となることから、在外公館と国際機関との間で、報告内容やビジビリティ確保に関する認識の共有が重要であるとの指摘に関し、報告書に含めるべき内容を含め、国際機関側に伝達すべきポイントについては手引きにまとめることを検討する。また、これまでも在外公館にてフォローアップシートの作成を依頼しているが、今後はフォローアップすべき具体的な時期を示すことを検討する。

提言 4
更なるビジビリティ確保、より良い事業実施に向けた在外公館による関係各所とのコミュニケーションを促進する。

対応策
実施モニタリングを行う出張を取り計らうための効率性の向上や予算追加に向けた工夫を行い、在外公館関係者による現地訪問機会を増やし、更なるビジビリティを確保し、より良い事業実施に向けた在外公館による関係各所とのコミュニケーションを促進するという指摘に関し、旅費の制限や治安上の課題もあり、現地訪問の回数を増やすことは容易ではないが、上記のとおり、フォローアップすべき具体的な時期を示し、兼轄国や遠隔の地方での案件については、他の出張用務と併せて現地訪問を奨励することを検討する。
こうした取組を通じ、ビジビリティの向上とともに、案件形成・実施における課題の早期把握及び改善につなげていく。

平成 28 年度対カンボジア無償資金協力（事業・運営権対応型）「コンポントム上水道拡張計画」の評価

提言 1
事業完了後の運営を巡る整理の視点

対応策
日本企業の関与と被援助国側の主体性のバランスについては、案件形成段階（要請受領時）において、被援助国側の主体性の確認をしっかり行うとともに、我が国の関係者との間でも、日本企業の関与と被援助国側の主体性との適切なバランスの重要性について共通認識を得るものとする。また、事業性調査コンサルタントによる相手国実施機関への報告・協議の場等を活用して、日本企業側・被援助国政府側の双方の主体性に配慮した、日本企業の応札可能な入札図書の条件設定で合意されるよう十分な注意を払う。日本企業による運営が終了して施設及び事業を引き渡した後に相手国の実施機関が日本企業と同様に自律的に維持・運営を行えるよう、案件開始時においても効果的な伴走計画を該当案件に組み込むことも視野に入れ事業化を行う。



コンポントム上水道拡張計画事業記念碑（評価チーム撮影）


本事業で水道水の利用が可能となった小学校（評価チーム撮影）

提言 2
需要動向及び事業の持続性を踏まえた計画プロセスの重視

対応策
提言にある通り、本件事業については、事業性調査とそれ以後においても、都市化の進展による給水需要の増加を踏まえ、需要予測の見直しや計画内容の修正が行われた。また、料金制度や事業採算性についても更なる検討が重ねられ、給水事業としての持続性の確保がはかられた。これは、カンボジアにおいて長期に及ぶ日本・JICA の給水事業への技術協力、資金協力の成果があったことも重要な理由である。すべての対象被援助国がカンボジアと同様の条件では無いが、本件事例を参考にしつつ同様の案件については、計画段階から事業性調査結果の共有時などに我が国と被援助国の関係機関との間で、需要動向及び事業の持続性を十分に検証することを求める。またコンサルタントによる事業性調査の結果、事業性が十分に見込めない、あるいは重大なリスクが顕在化した場合等については、可能であれば計画内容の見直し、制度的な工夫を講じて事業性確保について検討を求める。
なお、事業性調査を担うコンサルタントの選定にあたっては、以下の観点を重視することが重要である。
• 当該分野（例：給水、エネルギー、交通等）における専門的知見・実績
• 被援助国特有の制度環境、法整備や行政運営を踏まえた制度分析及び対応能力
• 需要予測、料金制度、財務分析等を統合的に評価できる事業性評価の総合力

令和 2 年度対カンボジア無償資金協力「経済社会開発計画」の評価

提言 1
医療機材の維持管理人材確保と修理能力の強化

対応策
一般的な医療機材供与の経済社会開発計画において、JICA による技術協力との連携・補完関係は、供与された機材の中長期の効果的活用にとって重要と認識される。すなわち、保健・医療分野での JICA 技術協力の強みは、地方・中央における保健人材（パラメディカル）の育成と、階層別の病院間ネットワークを含む保健システム全体の強化にあることから、供与機材の活用にかかる人材育成と供与機材の適切な管理運用のフォローアップが可能である。本案件に関しては新型コロナに即応するものとして緊急性が特に重視されたが、今後も同様の案件についてもより JICA 技術協力との連携を強化することに努める。

提言 2
緊急案件におけるフォローアップの改善

対応策
緊急時の迅速性が求められる案件であっても、事業完了後を見据えたモニタリング・フォローアップの実施内容を実際に資機材が供与されるタイミングで先方政府に対して説明し、責任を持って供与後の活用状況の報告をさせる仕組みの構築の検討が重要である。経済社会開発計画では、機材調達に当たる機関には供与後のモニタリング・フォローアップの責任は無いため、機材を先方政府に引き渡す際に、供与後のモニタリング・フォローアップについて、先方政府の責任を明確化するなどの運用の工夫を行うよう努める。

2024 年度
評価の報告書完成
›
2025 年度
対応策の決定
›
2026 年度
対応策の実施状況の確認

2024 年度提言への対応策の実施状況

2024 年度の第三者評価から得られた提言に対する対応策の実施状況（2026 年 5 月時点）は以下のとおりです。（2024 年度評価報告書へのリンク）

「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を中心とした ASEAN 連結性支援の地域別評価

提言 1
複数国にまたがるインフラ整備の支援の計画および知的支援

対応策の実施状況
タイとベトナムを結ぶラオス国道 9 号線を中心とした幹線道路・橋梁の維持管理、ラオス・ビエンチャン国際空港の整備、カンボジア・シハヌークビル港の整備及び運営・管理能力強化、メコン地域の物流円滑化のための税関効率性強化プロジェクト、ASEAN パワーグリッド等の国際送電計画を支える電力グリッドコード整備及び系統運用体制強化支援などの案件を着実に実施し、ハードとソフトの両面で ASEAN の連結性向上を支援した。パワーグリッドに関しては、JICA が ASEAN パワーグリッドに係る調査も実施した。また、2025 年 10 月に ASEAN 正式加盟を果たした東ティモールにおいても、首都ディリの国際空港整備を実施している。今後とも、これらの実績も踏まえつつ、被援助国のニーズを踏まえながら地域の連結性向上を支援していく。

提言 2
国際輸送ネットワークの制度面の改善支援

対応策の実施状況
日本が信頼できるパートナーとの評価を確立していく観点からも、引き続き、標準化・共通化に係る支援を実施してきている。例えば、JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業（JICA Biz）として、インドネシアにおいて、日本企業が推進するセメントアスファルト乳剤スタビライザー工法の導入に向けたビジネス実証を実施し、その結果、上記工法はインドネシア公共事業省から国内における正式な工法として採用されるに至った。このような事業を引き続き実施していく。

提言 3
ハードとソフト（人材育成）の組み合わせ支援

対応策の実施状況
引き続き、各国のインフラ整備（ハード面）の実施に際しては、技術協力を通じた人材育成（ソフト面）を組み合わせた支援を実施している。また、本邦大学等と連携した事業として、無償資金協力により本邦の修士・博士課程での学位取得を支援する「人材育成奨学計画（JDS）」や、JICA 開発大学院連携における各種事業を実施している。

提言 4
協働パートナーとして共通の課題への取組

対応策の実施状況
日本や ASEAN 各国が直面する共通課題について、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアといった国との協働による第三国支援を引き続き実施した。また、ASEAN の組織整備やそれを通じた地域の課題解決に貢献する観点から、ASEAN 感染症対策センター、日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター、ASEAN 防災人道支援調整センターに対する技術協力を実施してきている。更に、メコン河委員会と連携して、メコン河流域諸国の防災、洪水・渇水対策に加えて、産業化に伴う水質管理能力の強化を支援するとともに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との連携による越境犯罪対策を支援し、各国共通の取組や日本側当局との協力を促進していく。

提言 5
ASEAN にとってわかりやすい日本の支援の整理・説明・広報

対応策の実施状況
ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC）2025 やその後継文書に当たる ASEAN 連結性戦略計画を含め、ASEAN 側の優先課題やニーズを把握するとともに、日本の開発協力大綱を始めとする ODA 政策や FOIP 等の主要な外交政策、日本国内における重要施策について説明しながら支援を推進している。また、技術協力や無償資金協力等の各スキームによる支援、JICA の交流事業等を通じ、ASEAN 各国とのネットワークの強化・拡大等により相互理解を促進している。また、在外公館や現地 JICA 事務所とも連携し、効果的積極的な対外発信・広報にも努めている。

提言 6
ASEAN の一体性・中心性の支持・尊重

対応策の実施状況
引き続き、ASEAN の一体性や中心性といった原則や基本的な立場、ASEAN 側のニーズやオーナーシップを尊重しながら進めている。その観点から、上述の第三国支援や ASEAN の組織整備に係る支援を推進している。

提言 7
「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）で普遍的価値を示して国際社会をリード

対応策の実施状況
引き続き、2023 年に打ち出した FOIP のための新たなプランに掲げる各種の取組を含め、海洋協力、連結性、SDGs、経済等の分野において FOIP の実現に資する ODA 支援を推進した。特に、ASEAN 包括的連結性イニシアティブは、同プランの第三の柱として掲げる「多層的な連結性」や ASEAN の「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック」（AOIP）の双方に整合するものであることを認識し、同イニシアティブの下での支援を継続・強化するとともに、その実施に当たっては、日本企業の参画や ASEAN 側の自立性の尊重など、我が国と ASEAN の双方の利益、さらには FOIP の実現により貢献できるような形で実施するよう努めた。

ネパール国別評価

提言 1
ネパールの第 16 次計画と同国のニーズに沿った援助政策の策定と重点 3 分野への支援継続

対応策の実施状況
2025 年度は、円借款「コテショール交差点改良計画」、無償資金協力「洪水被害を受けたシンズリ道路復旧計画」の実施を決定するなど、重点 3 分野への支援を継続している。また、2026 年度に予定している国別開発協力方針の改定にあたっては、2026 年 3 月 5 日の下院議員選挙後、同月 28 日に発足した新政権が重視するガバナンス強化や経済成長等の施策、同年の LDC からの卒業等を考慮して、効果的な協力方針への改定を図る。

提言 2
プログラム内の ODA スキーム間や多様な主体（パートナー）との連携強化及びナレッジマネジメントの強化

対応策の実施状況
2025 年度は、円借款「コテショール交差点改良計画」、無償資金協力「洪水被害を受けたシンズリ道路復旧計画」の実施に関する取極を締結した。前者は、技術協力「カトマンズ盆地都市交通システム改善プロジェクト（2014 ～ 2017）」で策定した「総合都市交通マスタープラン」で優先度が高い事業に位置付けられており、技術協力「カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクト（2022 ～ 2025）」による交通管理の改善への取り組みとも相乗効果が期待されている。後者については「道路計画・維持管理アドバイザー（2009 ～ 2011 年）」、「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト（2011 ～ 2015 年）」、「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト　フェーズ 2（2019 ～ 2022 年）」での累次に渡る災害対策や安全対策等に係る運営維持管理体制の強化支援との相乗効果が期待される事業である。農業分野では、技術協力プロジェクト「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」（2019 年～ 2025 年）の活動を通じ、灌漑農業振興モデルの構築を支援しており、同じタライ地域では無償資金協力「タライ東部地域における灌漑施設改修計画」（2026 年完工）を通じた施設改善にも取り組んでいる。施設整備と適切な運用等のハード・ソフト両面の支援が実施されることにより、事業効果の向上が期待される。引き続き、様々な分野でスキーム間連携強化等による開発効果の最大化を目指す。


ネパール地震後に日本の支援で再建された住宅（評価チーム撮影）


航空安全施設や管制官への技術支援を実施（JICA 提供）

提言 3
戦略的な人材育成・能力強化と知日派・親日派及び実施機関の積極的な参加促進

対応策の実施状況
無償資金協力「人材育成奨学計画」（JDS）や各種研修において、戦略的な人材育成・能力強化等に向けた対応を検討している。2026 年 1 月にはネパール JICA 帰国研修員同窓会（JAAN）年次総会が開催され、大使、在ネパール日本大使館員、JICA ネパール事務所長等が出席し、ODA 事業の紹介も行ったほか、2 月には、在ネパール日本大使館も出席し、人材育成奨学計画を通じて日本への留学経験があるネパール政府関係者が一堂に会するプログラムが開催され、日本とネパールの二国間関係のより一層の強化を呼びかける等、二国間の信頼関係の醸成を図っている。また、長期研修「子どもの学びの改善プログラム」において鳴門教育大学にて修士号を取得した帰国留学生が、帰国後、ネパールの教育関連機関に配属され、技術協力「基礎教育の質の向上プロジェクト（2024 ～ 2029）」や教育アドバイザーとも連携し、初等教育における教育の質改善に取り組んでいるなど、帰国留学生と JICA 事業との有機的な連携にも取り組んでいる。2026 年 2 月に実施した JICA チェアでは、母子保健をテーマに現地の大学医学部や病院関係者約 90 名の参加のもと、過去 30 年のネパールにおける母子保健にかかる協力の成果や課題の議論及び日本の保健行政や地域保健活動の経験共有を行った。現在、技術協力「母子手帳の活用による母子継続ケア改善プロジェクト」を実施しているが、技術協力とも関連の深いテーマで JICA チェアを実施することで相乗効果を図った他、現地の大学医学部関係者から研究成果の発表も行われ、日・ネパール双方向での知見共有を図った。

新型コロナウイルス感染症対策支援の評価

提言 1
緊急時にも対応できる開発途上国側の保健医療人材の育成を優先課題とする。

対応策の実施状況
JICA では、人材育成が感染症流行時や災害時における対応能力の基盤となるとの認識のもと、保健医療分野における人材育成を重点課題として位置付け、協力を推進している。
緊急時への備えに不可欠なサーベイランス体制強化については、ザンビア、コンゴ民主共和国、フィリピン、インドネシア等において行政機関や研究機関の人材を対象とした研修を実施するとともに、日本国内における課題別研修や、本邦大学での長期研修を通じた若手研究者の育成などに取り組んだ。
また、保健医療サービス提供に関わる行政官、医師、看護師、コミュニティヘルスワーカー等の育成についても、各国において継続的に実績を積み重ねている。各国での事業実施に当たっては、他ドナーとの情報共有や連携を進め、効果的な協力の実施を図っている。具体例として、フィリピンでのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進のため、認証を受けた医師・ヘルスワーカー等保健医療人材の増加を含む政府計画の実施をアジア開発銀行との協調融資で開始したほか、カンボジアの技術協力で開発・導入を進めている看護師向け現任教育についてアジア開発銀行事業による全国展開の可能性を協議している。
さらに、2026 年 2 月まで実施されていた「アフリカ地域 5S-KAIZEN-TQM を通じた保健医療サービスの質向上のアフリカ地域広域展開促進プロジェクト」においても、保健医療サービスの質向上に向けた人材の育成に取り組んできた。
加えて、TICAD 等における日本政府の UHC へのコミットメントは、国際機関等からも支持・賛同を得ており、その内容はフォローアップや追加的なニーズ調査に適宜反映されている。

提言 2
非常時に備える平時の情報収集体制を整える。

対応策の実施状況
在外公館においては、平時から現地の保健省国際協力部局と密に連絡を取っていると共に、日本から現地の保健省に派遣されている保健省アドバイザーや JICA 専門家を通じて、平時から情報収集体制を構築できている。また、現地の感染症対策に関する研究・調査を実施する機関や感染症対策を行う現地医学系大学と緊密に連携する日本の大学関係者などとも平時から意見交換を行うなど、非常時に限らず情報収集に努めている。

提言 3
保健医療分野における戦略的なパートナーシップを構築する。

対応策の実施状況
引き続き、国際保健機関や官民連携パートナーシップなどとの連携の強化に取り組んでいく。
また、JICA を通じては、医薬品や診断機器の研究開発および製造の分野の政府機関に加え、研究機関、民間セクター、開発パートナーを含む幅広い関係者とのコミュニケーションを図っている。具体的には、タイにおける「細胞培養ワクチン製造能力強化プロジェクト」では、日本の大学や製薬会社の協力を得て、タイ医薬品公社への支援を実施している。また、公衆衛生危機管理のための ASEAN 感染症対策センター設立・能力強化支援では、ASEAN における医薬品、診断薬、ワクチン開発に関する協力枠組について、将来的なネットワーク強化を見据えた情報収集を進めている。さらに、ブラジルにおける「新型コロナウイルス感染症にかかるゲノム・モニタリング・ネットワーク強化プロジェクト」では、感染症関連ゲノムのモニタリング体制の整備に加え、日伯共同研究の実施や、ゲノム情報の活用に関する日伯間での知見共有を進めている。加えて、アフリカでは TICAD9 の機会を活用し、アフリカの研究機関を招へいすることで、日本・アフリカの研究機関同士のネットワーク強化の機会を創出した。

提言 4
地域機関（アフリカ疾病予防管理センター（CDC）や ASEAN 感染症対策センター（ACPHEED））との協力を推進し、能力強化を図る。

対応策の実施状況
地域機関の能力強化が域内各国の感染症対策の底上げにつながるとの提言を踏まえ、JICA および関係省庁は、アフリカ CDC や ACPHEED との連携強化を進めている。

- ASEAN 感染症センター（ACPHEED）
 ACPHEED に対しては、その設立準備に向けた専門家派遣や技術支援をすでに行っているところ、引き続き関係省庁と連携し同センターに対する支援を行っていく。
- アフリカ疾病予防管理センター（CDC）
 TICAD9 の機会に、カセヤ・アフリカ CDC 所長が訪日し、JICA 等関係者との意見交換を実施したほか、同会合における具体的な成果の一つとして、令和 7 年度補正予算においてアフリカ CDC に約 236 万米ドルの支援を実施。当該支援では、アフリカ 13 か国において各国の保健財政戦略の強化及び国内資金動員に関する制度的能力の向上を図る。加えて、アフリカ共同調達メカニズム（APPM）を運用し、対象各国が優先的に必要とする保健医療製品を、迅速かつ安定的に確保できる体制を整備するほか、公衆衛生上の緊急事態への対応力強化として、初期段階で不可欠な医療物資、診断関連資機材等の緊急備蓄の整備も行う。

提言 5
量よりもタイミングに重きを置き、機を逸しない協力が可能となるよう制度改善する。

対応策の実施状況
JICA および外務省は、草の根無償資金協力等の既存制度も含め、案件の特性に応じた調達方式を選択しながら、迅速性と説明責任の両立を意識した事業運営を引き続き行っている。
引き続き、個別の状況を踏まえ、調達機材や事業規模によって最適な方式を選択しながら、適切に対応していく。

提言 6
現地職員のさらなる活用を推進する。

対応策の実施状況
現地大使館および JICA では、現地職員が有する特定分野における長年の知見やネットワークを組織として有効活用することの重要性を認識し、その実践に取り組んでいる。
特に JICA では、本部による対面研修の実施や課題別研修への同行促進、オンデマンド研修の拡充を通じ、セクターやスキームに関する知識向上を図っている。また、組織内文書の英文化を進めることで情報の非対称性の是正に取り組むとともに、現地職員の来日機会を活用し、保健分野の協力方針や各クラスター事業戦略について説明を行っているほか、オンラインによる現地職員向け勉強会を実施している。クラスター事業戦略策定後には、その内容を共有するための現地職員向けセミナーも実施した。さらに、現地職員同士のネットワーク強化を進め、優良事例が他事務所の現地職員にも共有・展開される体制の構築に取り組んでいる。加えて、開発途上国における効果的な支援の実施に向け、緒方貞子平和開発研究所による研究プロポーザル事業を通じ、現地職員も対象とした研究費補助や研究助言を行い、人材育成・能力開発を進めている。これらの取組を通じ、新規案件形成や事業実施段階において、現地職員が積極的に能力を発揮できるよう、現地職員のさらなる活用を推進している。

提言 7
国際機関との連携において、非常時に柔軟な対応が取れるよう手続を簡略化する。

対応策の実施状況
緊急無償資金協力においては、緊急時において迅速な支援が可能となるよう、国際機関を含めた関係者間で引き続き連携していく。

提言 8
国際機関との連携においては活動と成果をモニタリングし、日本の支援であることが明確となるよう広報を行う。

対応策の実施状況
国際機関と連携した緊急無償資金協力について、活動のモニタリングをより強化できるよう在外公館とも連携を継続している。広報については、日本の事業であることを明示すべく国際機関と連携した取組を実施中。

平成 30 年度対ジブチ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価

提言 1
本事業のフォローアップにおける JICA との協力・連携

対応策の実施状況
大使館は JICA ジブチ事務所と連携しながらジブチ - アディス回廊の整備状況と事業の状況について情報収集に努めている。ジブチ道路局（ADR）によると、当該回廊の整備は継続中であり、2027 年末に全工区が完工予定。

提言 2
事業効果の持続性確保のためのモニタリング（豪雨被害箇所への対策）

対応策の実施状況
豪雨によるカルバート等の被害につき、ジブチ政府の国家予算から維持管理費が拠出されていることを確認している。また、維持管理工事の大部分を平成 28 年度対ジブチ無償資金協力「道路管理機材整備計画」にて日本がジブチに供与した重機により実施されており、他案件との相乗効果も生まれている。

提言 3
他ドナーとの密接な協議、連携の強化

対応策の実施状況
引き続きドナー会合の場を活用し、ジブチ - アディス回廊に関する情報を他ドナーに共有しており、メールベースでも世銀を始めとする各ドナーから情報提供を受けている。

提言 4
案件形成にあたっての広域的な視点の重要性

対応策の実施状況
例えば、保健セクターにおいては、JICA による技術協力「5S-KAIZEN-TQM を通じた保健医療サービスの質向上のアフリカ地域広域展開促進」を通じ、過去の協力アセットの共有と相互学習を図る広域案件がすでに形成されている。今後も引き続き、広域の取組の中での位置付けを考慮しながら新規案件の形成を行っていく。

提言 5
より効果的な広報の推進

対応策の実施状況
2024 年度の広報動画に続き、2026 年度においても同案件を含めた広報（ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス掲載）の実施を検討している。引き続き外務省・JICA・現地タスクフォースの協働のもと、効果的な対外発信に努める。

コラム

ODA 評価ワークショップ　～評価文化の醸成と共創の四半世紀～

第 5 回 APEA 大会の日本開催と第 20 回 ODA 評価ワークショップ

2025 年 11 月 11 日から 14 日、第 5 回アジア太平洋評価学会（APEA）大会が東京で開催され、そのプログラムの一部として APEA との共催で「第 20 回 ODA 評価ワークショップ」（第 20 回 WS）を実施しました。開会式での挨拶の中で英利アルフィヤ外務大臣政務官が「共創」と「対等なパートナーシップ」の重要性を強調したとおり、WS が一つの契機となり 2012 年に創設された APEA が、評価分野において地域を代表する組織に成長を遂げ、その大会の中で記念すべき第 20 回 WS を行うという、日本が WS の開催を通じて目指してきた評価文化の醸成と共創の軌跡を象徴するイベントでもありました。



第 5 回 APEA 大会開会式での英利政務官挨拶

第 5 回 APEA 大会は、「アジア太平洋地域における評価の制度化と能力構築の強化」をテーマとして開催され、アジア・太平洋のみならず世界各国から集まった約 240 名の評価分野の研究者や実務家などが参加しました。


新井和久
ODA 評価室長


三輪敦子
関西学院大学教授

11 月 13 日に実施した第 20 回 WS は、対面・オンラインのハイブリッド形式で行われ、2 つのテーマを取り上げました。まず、新井和久・外務省大臣官房 ODA 評価室長が、前述の座談会動画（20 ページ）を紹介しつつ ODA 評価 WS の活動の成果を総括し、日本が APEA 創設を含むアジア・太平洋地域の評価文化の醸成に貢献したことを紹介しました。また、三輪敦子・関西学院大学教授より、日本が 2025 年 7 月に国連で発表した持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的国家レビュー（VNR）について知見の共有がありました。

今回の WS はまさに ODA 評価ワークショップの理念を具現化したものといえます。つまり、従来の対象者である行政官 31 名によるオンライン参加のみならず、APEA 大会に参加する評価の専門家 24 名も対面で加わったことで、それぞれの知見が共有され、活発な議論が展開されました。「ドナー主導ではなく、対等なパートナーシップのもとで評価を行う重要性を理解できた」といった参加者の声は、WS が所期の目的を果たせたことを示しています。


第 20 回 ODA 評価ワークショップ　対面参加者

ODA 評価ワークショップ　～評価文化の醸成と共創の四半世紀～

ODA 評価ワークショップの成果

ODA 評価ワークショップ（以下、WS）では事後アンケートを通じて参加者から様々なフィードバックをもらい、その結果を次回 WS に反映しながら開催してきました。WS の成果を示す一例として、第 12 回以降に実施したアンケートから得られた参加者の声を紹介いたします。

第 12 ～ 16 回の共通質問：満足度

回答は 5 段階、数値が高い方が満足度が高い。

各回の回答数

12 回	13 回	14 回	15 回	16 回
29	32	21	18	32

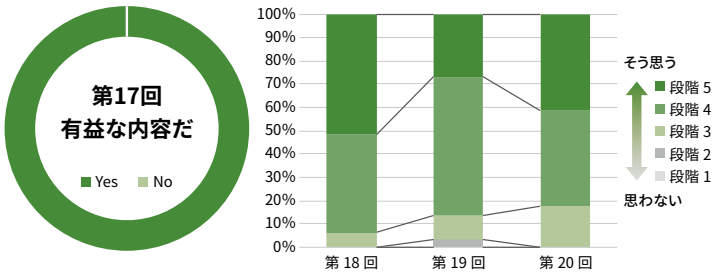
	満足度に関する設問	5 回平均満足度
1	全体的な満足度は？	4.25
2	テーマは適切でしたか？	4.33
3	今後の仕事に役立つと思われますか？	4.36
4	新しい視点を得られましたか？	4.26

第 17 ～ 20 回の共通質問（オンライン開催）

各回の回答数

17 回	18 回	19 回	20 回
20	31	30	17

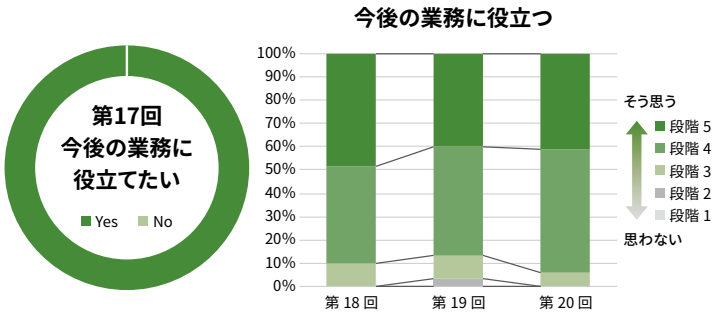
Q. ワークショップによって評価に関する知見が深まった。有益な内容だった。



第 17 回：Yes/No で回答。
第 18 ～ 20 回：数値が高い方がそう思う度合いが高い（以下同じ）

- 評価なしには期待する影響や成果を得られない。自国で多くの開発介入が失敗する主な原因は、国内に評価文化が根付いていないことだ（第 18 回）。
- 評価はドナー主導であるべきではなく、共同で所有されるべきものであるという理解が深まった（第 20 回）。
- 以前は評価を事業の結果を管理・把握するためのメカニズムとして捉えていたが、今は評価結果を次のステップにどういかすか、意思決定・プログラム設計・前進において評価が持つ力を理解できた（第 20 回）。

Q. ワークショップの内容は、現在・将来の業務に役立つものだった。役立てたい。



- エビデンスに基づく評価への応用は非常に有益で、特定の技術を活用した評価方法の可能性を示してくれた（第 18 回）。
- データが重要。プロジェクト管理が重要。関係者との協力が重要（第 19 回）。
- 持続可能な開発の指標達成における民間セクターとコミュニティの取組を把握するため VNR プロセスにおける包摂性が重要（第 20 回）。

共催者の声

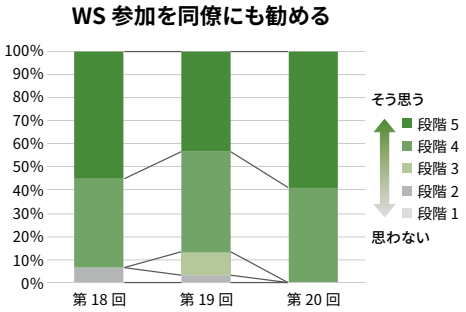


アセラ・
カルガンピティヤ
APEA 会長（2020-2023）

外務省が主催する ODA 評価ワークショップは、アジア太平洋地域の各国政府における評価能力を強化するための重要なプラットフォームとなっています。アジア太平洋評価学会（APEA）が、第 17 回以降の同ワークショップにおいて外務省と共催できたことを大変光栄に思います。この協力を通じて、APEA は技術的な専門知識を提供するとともに、評価コミュニティと公的機関との間のより強固な連携を育むことに貢献できました。同ワークショップが、各国政府が強固なモニタリング・評価システムを構築し、情報に基づいた意思決定と公共政策の改善のために評価に基づくエビデンスの活用を促進する一助となったことを願っています。このパートナーシップは、APEA の財政基盤と事務局能力を強化することにつながり、APEA の組織的な持続可能性にも大きく貢献しました。この協力関係が確立された当時の APEA 会長として、この地域全体の評価実践を進展させる上で、その継続的な影響と成功を目の当たりにできたことを誇りに思います。

Q. 同僚にもワークショップへの参加を勧めたい。





- 議会で法律を成立させ、評価部門により大きな権限を付与した国々の手法に興味を持った。我々の大臣や国会議員とそのようなアプローチについて議論を始めることを検討したい（第 19 回）。
- 日本や他国の M&E*注システムについてより深い洞察を得た。ODA の M&E システムを設計する際の好事例として活用できる（第 19 回）。
- 他国の経験から学ぶことのできた分科会セッションが最も価値あるものだった（第 20 回）。
- 今後の ODA 評価ワークショップへの参加について、経済政策・企画・統計局に強く推薦する（第 20 回）。

* 注 M&E (Monitoring and Evaluation)：評価とモニタリング

【オンライン開催】

第 16 回までは対面で開催していた WS ですが、2020 年 3 月にインドネシアで予定されていた第 17 回 WS は、世界中に急拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、中止を余儀なくされました。一年後、2021 年度にオンラインによる WS 開催を模索する中で、外務省は、すでにウェビナーやオンラインによるイベントを数多く開催するようになっていた APEA の協力を得ることを検討し、2022 年 2 月に改めて第 17 回 WS を初のオンラインで APEA と共催、その後第 20 回まで APEA との共催で WS を開催することができました。アンケートでは、やはり対面開催を希望する声も多く挙がりました。他方、忙しい行政官もオンラインであれば WS に参加する時間を確保しやすいこと、特に、開催場所までのアクセスや査証手続き等が支障となって従来参加することが難しかった太平洋島嶼国からの参加が増えたことは、インターネットを介した WS 開催の大きなメリットでもありました。オンライン・イベントの経験が豊富な APEA との共催であったからこそ得られた成果と言えます。（39 ページ「参加者の推移」グラフ参照）

【参加者と日本双方の利点】

WS が対象とする主要な参加者は、自国における海外からの ODA を受け入れる窓口となる政府機関、ODA を活用する実施機関等の行政官です。ODA のパートナー国の責任者が日本の ODA や開発政策について深く理解し、その実施時や事後評価等に WS で得た知見を役立ててもらえることは、日本にとっても大きなメリットになります。

（アンケートから得られた参加者の声）

- 担当する主要業務が国内全ての開発資金プロジェクトの調整・監督なので、WS で学んだ知識や新たなアイデアは、開発プロジェクトへの対応改善に大いに役立つ（第 18 回）。
- 日本との二国間援助調整官として、WS で提供された日本の M&E プロセスに関する直接的な知識は今後の業務に大いに役立つ（第 19 回）。
- 国際協力ユニットの開発金融アナリストとして、ドナーパートナーと連携し彼らの ODA 政策を理解する役割を担っているため、WS の情報は業務の改善とより良いコミュニケーションの促進に活用する（第 20 回）。

共催者の声



ODA 評価ワークショップ（WS）がなければアジア大洋州地域に APEA のような組織はできなかった、もしくはできるのが遅れていたと思います。ODA 評価 WS はアジア大洋州地域における評価の推進に重要な役割を果たしており、APEA は ODA 評価 WS を高く評価し、感謝しています。2001 年に政策評価法を制定した日本は、アジアで最初に評価法を持った国です。アジア大洋州地域の国々は、評価に関する知見や技術を共有してほしいと日本に期待しています。

西野桂子
APEA 副会長 (2020-2023)
関西学院大学教授

ODA 評価ワークショップ　～評価文化の醸成と共創の四半世紀～

ビジュアルでみる ODA 評価ワークショップ

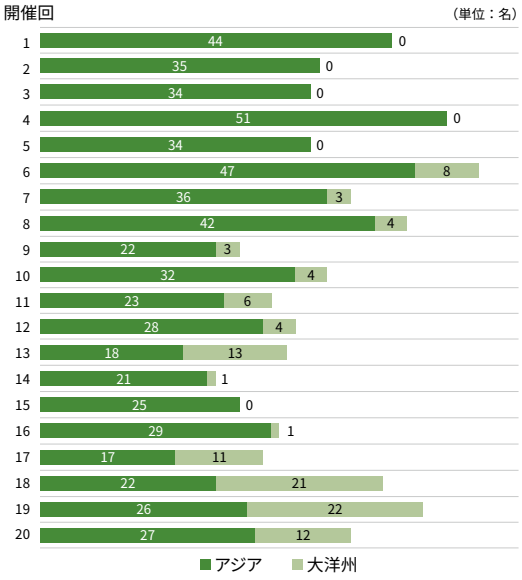
ODA 評価ワークショップの四半世紀

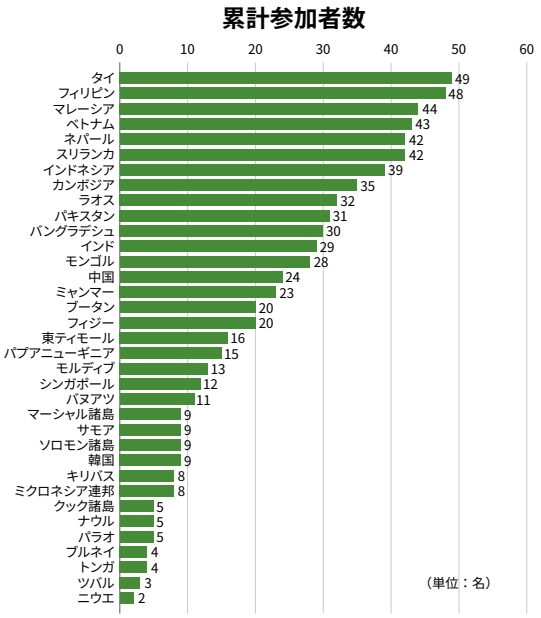
累計　**35 か国**
のべ　**726 名**

招待国からの参加者。
中国、韓国、シンガポール及びブルネイはドナー国移行に伴い途中で招待国を外れている。また、ミャンマーは政情に鑑み第 17 回以降招待国から外れている。

参加者の推移

第 17 回 WS からオンライン開催へ移行。
それに伴い大洋州諸国からの参加者が増加。






1

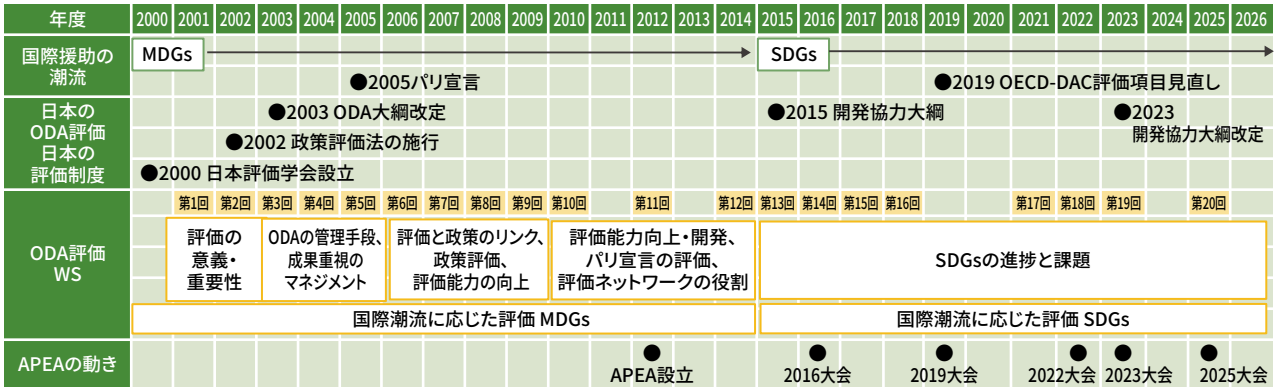


2


3

1 第 4 回 WS（2005 年 1 月、タイ）
2 APEA 設立会合（2012 年 9 月、マレーシア）
3 第 18 回 WS（2023 年 2 月、オンライン）

ODA 評価ワークショップと評価の潮流



出典：令和 2 年度「外務省 ODA 評価ワークショップ・これまでの事業の振り返り」報告書より一部抜粋の上更新

編集後記

1 年間の活動報告を今年もお届けすることができました。この冊子に記載した評価や行事に携わっていただいた皆さま、日頃から様々な形で ODA 評価を支えてくださっている大勢の方々にお礼申し上げます。

2025 年度の評価では関係者の濃密な議論がいくつも印象に残っています。目の前で問いと答えが行き来し、意見と反論が交わされます。議論を経て、必ずしも同一の見解に至らずともお互いの違いを共有する様を見るのはワクワクする経験でした。それは「事実特定と価値判断」の質を高め、得られた結果をしっかりと「意思決定」に繋げるための大事な関門だったと思います。同時に、中立かつ冷静であるべき ODA 評価室もついつい熱くなってしまうほど濃い学びの場でした。どのような成果を得られたかは是非それぞれの報告書と別冊でご確認ください。本冊子に載せた概要では納めきれなかった豊かな実りが詰まっています。

また、2025 年度は例年実施する第三者評価に加え、「ODA 評価ワークショップ」という私たちの取り組みを振り返り発表する機会をいただきました。私たち自身で内部からの事後評価を楽しみました。過去の資料を繰り、お話を伺い、頭と手を動かし、ODA 評価の大切さと基本を改めて学ばせていただきました。コラムにまとめたエッセンスを是非ご一読ください。振り返りのなかで、廣野良吉先生の「ODA を提供する国と ODA を受ける国の対等関係ということは絶対に忘れてはいけないと、ものすごく気を遣ってやった」というお言葉と、それを語る先生の表情を私は忘れることができません。残念ながら廣野先生は 2026 年 6 月に逝去されました。私たちは先生が示された志を引継ぎ育ててまいります。

既に 2026 年度の評価が始まっています。2025 年度の経験を活かし、今年の評価をより良いものに磨き上げようと、関係者の皆さまと一緒に ODA 評価室員一同頑張っております。ODA で評価を一層活かしていくために評価自身の PDCA の輪をしっかりと繋げます。

先ず隗より始めよ。

引き続き ODA 評価をよろしくお願いいたします。

大臣官房ODA評価室長
新井和久

関連ウェブサイト

- 外務省 / ODA ホームページ
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html
- 外務省 / ODA 評価
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html
- 外務省 / ODA 評価ガイドライン・ハンドブック
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html
- 外務省 / ODA 評価実施案件・報告書（第三者評価）（一覧・地域別・年度別）
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html
- 外務省 / ODA 評価年次報告書
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka02.html
- 外務省 / 政策評価法に基づく事前・事後評価
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html
- 外務省 / ODA 個別評価報告（内部評価）
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/oda/page24_000056.html
- 外務省 / 日本 NGO 連携無償資金協力第三者評価
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html
- 外務省 / 評価に関するセミナー・ワークショップ
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_b.html
- 開発協力大綱
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_202306.html
- 外務省 / 開発協力白書
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html
- 外務省 / 国別開発協力方針・事業展開計画
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html
- 国際協力機構（JICA）/ 事業評価
 http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html
- 経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク（英語）
 https://www.oecd.org/en/networks/dac-network-on-development-evaluation-.html
- 持続可能な開発（SDGs）
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html
- 持続可能な開発（SDGs）のための 2030 アジェンダ
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf
- 持続可能な開発（SDGs）推進本部
 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/sdgs/index.html

外務省
〒 100-8919　東京都千代田区霞が関 2-2-1　Tel：03-3580-3311（代）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/

ODA評価
年次報告書 2026

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan